

## 一般社団法人長野県農業会議 第 97 回常設審議委員会の概要

令和 6 年 4 月 15 日（月）に長野市「JA 長野県ビル」において開催した、第 97 回常設審議委員会の審議結果等の概要は下記のとおりです。

### 記

#### 1 農地法等に基づく審議

##### (1) 第 1 号議案(資料 正-③)

農地法第 4 条の規定に基づく営農型太陽光発電施設の更新案件 2 件(東御市・リンゴ、長野市・蕨)について審議した結果、全て「許可相当」として意見回答することを決定しました。

##### (2) 第 2 号議案(資料 正-④)

農地法第 5 条の規定に基づく農業委員会からの意見聴取案件について審議した結果、全て「許可相当」として意見回答することを決定しました。

#### 2 報告事項

##### (1) 「長野県農業委員会ネットワーク機構 一般社団法人長野県農業会議農地審議要領」等の改正について

資料⑤により説明し了承されました。

#### 8 報告事項

- (1) 令和 6 年度農政部の主要施策の概要について
- (2) 農地等利用最適化推進施策に関する改善意見書の回答について
- (3) 営農型太陽光発電施設に係る国のガイドライン等について

資料⑥・⑦・⑧により説明し了承されました。

# 一般社団法人長野県農業会議 第97回常設審議委員会 出席者名簿

期日 2024/4/15  
場所 JA長野県ビル12A

■常設審議委員 在籍者29人、出席者27人

○印は出席者

		氏 名		
正副会長	23 (会 長) 望月 雄内 ○	1 (副会長) 市川 覚 ○	8 (副会長) 田中 悦郎 ○	
	2 小山田 武 ○	3 伊藤 利孝 ○	4 小泉 幸善 ○	
常設審議委員	5 有馬 久雄 ○	6 高田 清人 ○	7 早川 親利	
	9 中島 完二 ○	10 伊藤 宏昭 ○	11 保木野 幸雄 ○	
	12 藤沢 勉 ○	13 青木 保 ○	14 増田 善行 ○	
	15 松永 晋一 ○	16 神農 佳人 ○	17 中村 光男 ○	
	18 千國 茂 ○	19 宮澤 清志 ○	20 小林 安男 ○	
	21 所 弘志 ○	22 武重 正史 ○	24 長谷川 孝治 ○	
	25 金子ゆかり	26 浅田みさ子 ○	27 沼田 浩子 ○	
	28 小林 文彦 ○	29 伊藤 洋人 ○		
県	・県農政部農業政策課 保科千丈農政部次長、重野靖農業政策課長、大池英樹企画幹兼企画係長 宮澤雅子 課長補佐兼農業団体・共済係長、丸田慎太郎 農地調整係長、 北澤智美 行政事務員			
事務局	伊藤洋人 専務理事兼事務局長(前掲)、山際義人 部長、三井参事兼部長、土屋剛志部長、 神林公雄部長代理、松田美夏 係長、森住浩光 審議役、高橋一輝 主事、倉田幸代 嘱託、 高嶋恵梨香農の雇用専門員			

一般社団法人長野県農業会議 第97回常設審議委員会次第

日 時：令和6年4月15日（月）13:30～  
場 所：長野市 JA長野県ビル12階 「12A会議室」

1 開 会

2 挨拶

3 会務報告

4 議長就任

5 議事録署名人指名

6 審 議

第1号議案  
農地法第4条の規定による意見回答について

第2号議案  
農地法第5条の規定による意見回答について

7 協議事項

(1) 「長野県農業委員会ネットワーク機構 一般社団法人長野県農業会議農地審議要領」等の改正について

8 報告事項

(1) 令和6年度農政部の主要施策の概要について  
(2) 農地等利用最適化推進施策に関する改善意見書の回答について  
(3) 営農型太陽光発電施設に係る国のガイドライン等について

9 その他

(1) 農業者年金の加入推進について  
(2) 次回の開催計画について  
5月15日（水）13:30～ JA長野県ビル12階 「12A会議室」

10 議長退任

11 感謝状贈呈

12 閉 会

# 主 要 会 務 報 告

(令和6年3月15日開催の常設審議委員会以降)

## 1 主催会議

### (1) 総務・情報部関係

3月15日	第96回常設審議委員会	(長野市)
3月26日	第9回臨時総会	( 〃 )
4月 1日	第46回臨時理事会	(書面決議)

### (2) 農政・農地部関係

3月18日	農業委員会サポートシステム現地研修	(下條村)
4月 8日	地区常設審議委員会	(小諸市、伊那市、塩尻市、長野市)
4月 8日	農地利用最適化に係る月次情報交換会議	( 〃 )
4月10日	県農業団体災害対策協議会幹事会	(長野市)

### (3) 担い手・経営・年金部関係

3月27日	「雇用就農資金」現地確認調査	(南信3経営体)
3月28日	令和6年度農業者年金事業推進検討	(飯田市)

## 2 組織関連の会議

3月15日	新規就農者育成総合対策のうち農業人材確保推進事業における第2回新規就農相談窓口相談員研修会
3月19日	全国農業会議所臨時総会
3月19日	県農業再生協議会総会及び米・戦略作物部会
3月19日	箕輪町農業委員会新任委員研修会
3月21日	南箕輪村認定農業者協議会学習会
3月21日	県農業法人協会第6回理事会
3月22日	県農業開発公社第24回臨時評議員会
3月22日	県植物防疫協会農薬安全部会・農林航空部会
3月26日	喬木村農業者の集い・農業者年金制度説明・相談
3月27日	県土地改良事業団体連合会第66回通常総会
3月28日	県農業担い手育成基金臨時総会
4月 5日	県鉢花園芸組合第1回役員会
~6日	
4月 5日	第1回信州水田農業経営者会議役員会
4月11日	中野市農業委員会新任研修会
4月12日	県農業法人協会理事会・第27回通常総会・経営者セミナー

### 3 その他の会議

- 3月22日 県植物防疫協会農薬安全使用対策部会、同農林航空部会
- 3月26日 県農業開発公社第24回臨時評議員会
- 3月27日 県土地改良事業団体連合会第66回通常総会・第63回事業功労者  
表彰式
- 3月28日 県農業担い手育成基金総会
- 4月 3日 農地転用事務研修会
- 4月 4日 県農業気象協議会
- 4月 9日 県農業大学校入学式
- 4月 9日 JA長野県農業労働力支援センター監査会

## 一般社団法人長野県農業会議 常設審議委員会運営規程

## (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人長野県農業会議定款（以下、「定款」という。）第48条の規定に基づき、一般社団法人長野県農業会議の常設審議委員会（以下、「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (任務)

第2条 委員会は、定款第43条第1項第1号に掲げる次の事項の処理を任務とする。

- ① 農地法第4条第4項及び第5項に定める事項
  - ② 農地法第5条第3項に定める事項
  - ③ 農地法第18条第3項に定める事項
  - ④ 農業振興地域の整備に関する法律第15条の2の第6項、第7項に定める事項
  - ⑤ 農業経営基盤強化促進法第5条第6項に定める事項
  - ⑥ 土地改良法第97条第6項に定める事項
  - ⑦ 土地改良法第98条第9項に定める事項
  - ⑧ 土地改良法第99条第10項に定める事項
  - ⑨ 土地区画整理法第136条第2項、第3項に定める事項
  - ⑩ その他法令に基づく事項
- 2 前項のほか、定款第43条第1項第2号及び第3号に掲げる事項を処理する。
- 3 定款第43条第2項の理事会への報告は、第1項及び第2項の事項の処理後、開催される直近の理事会に行うものとする。
- 4 第1項に掲げる事項については、委員会の議決をもって、都道府県農業委員会ネットワーク機構の決定とする。

## (常設審議委員)

第3条 委員会は、常設審議委員（以下、「委員」という。）をもって構成する。

- 1 委員は、会長及び副会長、専務理事のほか、次に掲げる委員の資格を有する者のうちから、会長が理事会の了承を得て選任する。

① 定款第6条第4項第1号の会員が推薦した者	15人
② 定款第6条第4項第2号の会員が推薦した者	6人以内
③ 定款第6条第5項第2号の会員の代表者	1人

- |                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| ④ 定款第6条第5項第3号の会員の代表者                | 1人 |
| ⑤ 定款第6条第5項第4号の会員のうちから推薦した法人又は団体の代表者 | 3人 |
| ⑥ 定款第6条第5項第5号の会員のうちから推薦した法人又は団体の代表者 | 3人 |

2 委員の任期は3年とし、再選を妨げない。

3 委員は、定款第44条第3項に掲げる場合には、その地位を失う。

(会議の開催等)

第4条 委員会は、会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があったときは、副会長が委員会を招集する。

2 委員会は、毎月15日(年12回)を定例日とし開催するほか、必要に応じて開催できるものとする。なお、その日が休日等の場合には、その前の平日とする。

また、会長は、委員会を招集しようとするときは、委員に対し、開催日の7日前までに、書面をもって議題、日時及び場所その他必要な事項を通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、3日前までに通知することをもって足りる。

3 委員会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長の出席がないときは、副会長があたる。副会長も出席できないときは、出席委員のうちから互選する。

4 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。ただし、事情により出席できない委員は、あらかじめ他の委員へ委任状を提出した場合は、出席者とみなす。

5 委員会は、その議決によって延期又は続行することができる。この場合においては、第2項の規定を適用しない。

6 第2条に掲げる処理事項がないことが判明した場合には、開催しないことができる。この場合は、会長が3日前までにその旨を委員に通知する。

(会議の公開)

第5条 委員会は、原則として公開とする。ただし、会議の議決により非公開とすることができる。

2 委員会を公開する場合には、傍聴のみとし、議案書等個人情報に係る情報は公開しない。また、その他個人情報等の取り扱いに関しては、「長野県特別職報酬等審議会傍聴要領」を準用する。

(議席の決定)

第6条 委員会の議席は、議長が決定する。

(審議方法)

第7条 第2条第1項第1号及び第2号に規定された農地法に関する事項については、別に定める「一般社団法人長野県農業会議農地審議要領」に基づき審議するものとする。

2 前項に定める以外の農地法並びに農業振興地域の整備に関する法律、農業経営基盤強化促進法、土地改良法、土地区画整理法及びその他の法令に基づく事項については、長野県の管轄部局から説明を聴いた上で審議するものとする。

(関係者の出席)

第8条 委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(決議)

第9条 委員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する常設審議委員を除く委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数のときは、会長の決するところによる。

(採決の方法)

第10条 採決は、起立又は挙手による。ただし、重要な事項については投票による。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、議題について異議の有無を会議に諮ることができる。この場合において、出席した委員中に異議がないとき、議長は可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席した委員から異議があるときは、議長は前条に定める方法で採決しなければならない。

(決議の省略)

第11条 委員会の開催が災害等やむを得ず困難と会長が判断し、委員全員が書面又は電磁的記録により同意した場合、その審議する提案について委員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項を可決する旨の委員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第12条 委員会の議事について、定款で定めるところにより議事録を作成する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。



(委任規定)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正規程は、令和 5 年 6 月 2 日から施行する。

# 長野県農業委員会ネットワーク機構 一般社団法人長野県農業会議 農地審議要領

平成25年3月15日制定  
改正 平成28年4月1日  
改正 平成31年4月1日  
改正 令和2年2月14日

## 第1 趣旨・方針

長野県農業委員会ネットワーク機構一般社団法人長野県農業会議(以下、農業会議)定款(以下「定款」という。)第6章第43条第1項第1号の規定のうち、農地法の規定に基づく農業委員会からの意見聴取事案に係る審議(以下「農地審議」という。)については、この要領の定めるところにより、農業委員会と農業会議が連携協力し、公平・適正な審議を行うこととする。

## 第2 農地審議の方法

- 1 常設審議委員会(定款第6章の常設審議委員会、以下同じ。)の審議については、農業会議常設審議委員会運営規程の定めるところによる。
- 2 農地審議について、十分な審議により公平・適正化を図るため、地区の農業事情に精通した常設審議委員(定款第44条の委員、以下同じ。)による、第3で定める地区常設審議委員会を設け、意見集約を行い、常設審議委員会において審議し許可相当の可否を採決する。
- 3 地区常設審議委員会の開催が、自然災害等やむを得ない事情により困難であると農業会議会長が判断した時は、地区常設審議委員会を省略し、常設審議委員会で審議することができる。

## 第3 地区常設審議委員会

### 1 地区常設審議委員会の設置・招集等

- (1) 地区常設審議委員会は、東信、南信、中信、北信の4地区に設置し、農業会議常設審議委員会運営規程第3条第1項①に規定する者(以下「地区常設審議委員」という。)、農業委員会、農業会議事務局で構成し、農業会議会長が招集する。
- (2) 地区常設審議委員会は、原則として毎月10日に開催する。その日が休日等の場合は、その前の平日とする。ただし、審議事案が無い場合は開催しない。
- (3) 地区常設審議委員会は、地区常設審議委員の過半数の出席をもって成立する。
- (4) 地区常設審議委員会は、農業会議会長が認めた場合は、公開することができる。公開する場合は、傍聴のみとし、議案書等個人情報に係る情報は公開しない。その他の個人情報等に関しては、「長野県特別職報酬等審議会傍聴要領」を準用する。
- (5) 地区常設審議委員会では、適正な審議を行うため、法令を所管する県担当部署や有識者の出席を依頼し、助言を求めることができる。

## 2 地区常設審議委員会の審議・意見集約

- (1) 地区常設審議委員会は、農業委員会から意見を求められた事案について、農業委員会からの説明を求め、関係法令の規定に基づき構成員から広く意見を求めて審議し、「許可相当」又は「不許可相当」について意見を集約する。
- (2) 地区常設審議委員会の議長は、地区常設審議委員が交替で務める。
- (3) 議長は、事案ごとに「許可相当」又は「不許可相当」について、議長を含める出席地区常設審議委員の過半数を持って決する。同数のときは、議長が決する。
- (4) 「不許可相当」の事案について、議長はその理由を付す。
- (5) 議長は、同月の常設審議委員会で地区常設審議委員会の意見集約結果を報告する。特に「不許可相当」の事案は、その理由も併せて報告する。
- (6) 地区常設審議委員会は、地区常設審議委員や常設審議委員会の要請により、事案の現地調査を行うことができる。
  - ア 現地調査の日程調整・設営等は、該当する農業委員会が行う。
  - イ 現地調査は、地区常設審議委員が行い、農業委員会が現地で説明する。
  - ウ 調査結果は、常設審議委員会において当番議長が報告する。
- (7) 地区常設審議委員会の議事録は、農業会議事務局が作成し、地区常設審議委員が署名し保管する。

## 3 地区常設審議委員会の事案・説明

- (1) 地区常設審議委員会で審議する事案は、農地法の第4条及び第5条に規定する農地転用案件とする。

<意見聴取を要する事案>

  - ① 農地転用面積が30アールを超える事案
  - ② 農地転用面積が30アール以下の事案であって、農業委員会が特に必要と認める事案
- (2) 議案説明は、農業委員会が行う。

## 4 地区常設審議委員会の議案書等

- (1) 地区常設審議委員会の議案書及び添付資料は表1のとおりとし、事案を提出する農業委員会において作成し、表1の参考資料を添えて総会后速やかに農業会議へ提出する。
- (2) 地区常設審議委員会で配付した資料は、個人情報保護のため「農業会議個人情報保護規程」に基づき取扱い、第三者に提供してはならない。

また、地区常設審議委員は、同月の常設審議委員会の審議に議案書等を持参して、常設審議委員会の資料として活用する。

農業委員会へ配付した資料は、地区常設審議委員会終了後、農業会議事務局が回収し処分する。
- (3) 農業委員会は、議案書及び資料等の作成にあたって、十分な審議が行えるよう資料の精査に努める。
- (4) 農業会議は、農業委員会から提出のあった議案書及び添付資料を整理し、地区常設審議委員会に持参する。
- (5) 地区常設審議委員会終了後の議案書の修正・変更については認めないものとする

る。ただし、申請者等のやむを得ない事由で、修正の必要が生じた場合は、農業委員会は常設審議委員会までに、農業会議事務局の承諾を得た上で、議案書を修正することができるものとする。この場合、農業会議事務局又は農業委員会は、常設審議委員会の開催日前までに、修正内容、経過を速やかに地区常設審議委員に報告し、了解を得るものとする。

<表1 説明・添付資料及び参考資料>

説明・添付資料	参考資料
<ul style="list-style-type: none"> <li>○議案書（別紙様式1）</li> <li>○周辺地図（計画施設の位置、周辺の状況が判断できるもの）</li> <li>○計画施設の配置図</li> <li>○計画施設の利用計画図</li> <li>○営農型発電施設にあつては、「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」（平成30年5月15日付け30農村第78号農水省農村振興局長通知）」及び「長野県農業委員会ネットワーク機構における営農型発電設備に係る農地転用審議について」で示された様式（添付書類含む）</li> <li>○その他、農業委員会が必要と認めるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農地法第4条第4項及び5項の規定による意見聴取にあつては、農地法第4条第1項の規定による許可申請書（国が定めた農地法に係る事務処理要領（以下、事務処理要領という）様式例第4号の1）の写</li> <li>○農地法第5条第3項の規定による意見聴取にあつては、農地法第5条第1項の規定による許可申請書（事務処理要領 様式例第4号の2）の写</li> <li>○農地法第4条第1項（第5条第1項）の規定による許可申請書に係る意見書（事務処理要領 様式例第4号の3）</li> <li>○その他、農業会議が必要と認めるもの</li> </ul>

#### 第4 常設審議委員会の審議

- 1 常設審議委員会の開催及び運営等については、農業会議常設審議委員会運営規程の定めるところによる。
- 2 常設審議委員会における農地法第4条及び第5条の規定による審議については、次によるものとする。
  - (1) 説明は、第3の3の(1)の①は農業会議事務局が行い、第3の3の(1)の②は原則当該事案の農業委員会が行う。
  - (2) 地区常設審議委員会における審議経過及び意見集約結果については、地区常設審議委員会の議長の報告をもって審議する。
  - (3) 常設審議委員会が、現地調査を必要と認めるときは、現地調査を行うことができる。
- 3 常設審議委員会における審議結果については、速やかに電子メールにより農業委員会へ回答する。このメールは公文書扱いとする。
  - (1) 回答には、審議経過等を踏まえ、必要に応じ意見に条件を付すことができる。

- (2) 不許可相当の回答をするときは、その理由を付す。
- (3) 審議議事録は、農業会議常設審議委員会運営規程の定めるところによる。

#### 4 常設審議委員会の議案書

- (1) 農地法に関する議案書は、地区常設審議委員会終了後、農業会議が事案を取りまとめる。
- (2) 議案書は、個人情報保護のため「農業会議個人情報保護規程」に基づき取扱い、第3者に提供してはならない。

#### 第5 その他

この要領に定めるものの他、農地審議に必要な事項は、その都度、常設審議委員会において定める。

#### (施行期日)

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この改正要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 3 この改正要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 4 この改正要領は、令和2年2月14日から施行する。

# 長野県農業委員会ネットワーク機構における 営農型発電設備に係る農地転用審議について

長野県農業委員会ネットワーク機構  
(一社) 長野県農業会議

令和2年2月14日

## 1 趣旨

営農型発電設備に係る農地転用審議については、「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」(平成30年5月15日付け30農振第78号農林水産省農村振興局長通知)(以下、「国通知」という。)」に沿って、適正な営農型発電設備の導入を進めるとともに、長野県農業委員会ネットワーク機構(以下、「ネットワーク機構」という。)の円滑な農地審議を図る。

## 2 営農型発電設備の意見照会について

### (1) 新規案件

営農型発電設備の下部の農地で営農する品目や栽培方法は多種多様化しており、県内での栽培実績が乏しい品目を導入する事例も見受けられるとともに、市町村農業委員会での審議事例がまだ少ない状況にある。

このため、ネットワーク機構として県内外の事例等を含めた検討を行い、意見(助言)提供を行うとともに、優良事例の作成及び本制度の改善に繋げるためにも、極力、ネットワーク機構への意見聴取をされたい。

### (2) 再許可案件

ネットワーク機構として、新規案件の一時転用期間中の栽培実績を把握し、目標との比較検討等の意見提供を行うとともに、制度改善に繋げていくためにも、極力意見聴取をされたい。

なお、ネットワーク機構への意見聴取をせず、農業委員会の判断等により再許可とした場合には、国通知の記の3に定める「別記様式例第4号 営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告」の写しを、ネットワーク機構へ情報提供されたい。

## 3 ネットワーク機構の農地審議について

営農型発電設備については、適正かつ効率的な農地審議に努めるため、次の資料を用いて審議するものとする。

別紙 営農型発電設備に係る農地転用審議資料

## 4 参考資料

(1) 別記様式例第4号 営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告

(2) 営農型発電設備の設置に係る農地転用等の取扱いについて(平成30年5月15日 農林水産省)「農業者のための営農型太陽光発電導入チェックリスト」

## 営農型発電設備に係る農地転用審議資料

### 1 基本事項

農業委員会名	
農地転用許可区分	

### 2 転用事業の概要

	項 目	申請内容
転用申請地の概要	農地区分	
	設置する農地面積	
	発電設備の下部の農地面積	
	転用面積（支柱等部分）	
申請者等情報	農地所有者	
	営農者（年齢）	
	後継者（年齢）※任意記載	
	設置者（発電事業者）	
営農計画  ※何を栽培するかは、 経営上の判断で許可・不許可と無関係（農業収入が作物転換により減少する場合、農業収入が売電収入よりも著しく少ない場合を含む）	作物名	
	単収見込み	
	地域の平均単収 ※地域のJA等>市町村>県>国の順で採用のこと	
	生産量見込み	
	年間収入（※）	
	年間諸経費（※）	
	年間収益（※）	
発電計画	発電設備の種類	
	発電出力	
	パネル等の設置数等	
	事業計画認定状況	
	売電予定単価（※）	
申請事由		
農業委員会の意見		

※参考様式を用いた場合は、その数値と一致させること。

### 3 農地転用の確認事項

(平成 30 年 5 月 15 日 30 農振第 78 号農村振興局長通知 記の 2 の (2) のウを除く確認事項等)

項 目	確認状況
ア 転用期間等に関する事項	
転用期間	3 年 ・ 10 年 ・ その他 ( 年)
営農の適切な継続が前提であること	
イ 支柱に関する事項 ※設置方法がわかる図面を添付	
簡易な構造で容易に撤去ができること	
支柱の面積が必要最小限であること	
エ 日照量等に関する事項	
農作物の生育に適した日照量が確保された設計であること ※知見を有する者の意見書または先行事例の関係書類を添付	
農業機械の転回等営農の支障にならない支柱設置であること ※配置図、側面図、立面図等を添付	
オ 周辺農地に関する事項	
周辺農地への影響の確認	
雨水排水の対策	
土地改良区との調整状況 ※改良区内の農地の場合は、要意見書	土地改良区の名称： _____ 調整状況：
(農用地区域の場合) 農用地の集団化の状況 (中間管理権の設定状況等)	
カ 撤去に関する事項	
撤去に必要な資力及び信用があること	通帳により確認した。
キ 電力系統の連系に関する事項	
電力会社との接続契約の状況	契約済 ・ 申込中
その他	
申請者に対する制度の説明状況 ※生産の状況を証拠書類を添付して毎年報告することなど	
設置者と営農者が異なる場合には、一時転用許可と法第 3 条第 1 項の許可が同時に当該権利を設定されること	
設置後の農業委員会等による確認体制 ※ J A 等による営農指導、農業委員会による営農状況の確認体制等	



4 農地転用の審査事項（下部農地における営農の適切な継続に関する事項）

（平成30年5月15日30農振第78号農村振興局長通知 記の2の(2)のウ）

(1) 基本事項

項 目	計 画 内 容
作物名	
当該作物の栽培経験年数	
栽培に関する指導機関等	
当該作物の栽培面積	
うち営農型発電設備での栽培面積(A)	
単収見込み(B)	
(B)の根拠	
地域の平均単収(b)	
(b)の出典	
生産量見込み(C)=(A)×(B)	
栽培作物の作型（畝間、株間）	
労働力（うち臨時雇用）	

(2) 営農の継続性に関する事項

確実な営農の継続性を審査するため、下記の事項に関する資料を添付のこと

- ・収支計画（別添参考様式を参照）
- ・販売計画（別添参考様式を参照）

(参考資料)

1 営農型発電施設の下部農地での収入に関する事項

項目		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	販売先と単価の根拠
作付面積(A) m <sup>2</sup>		0	0	0	0	0	
単収見込み(B) 10a/kg		0	0	0	0	0	
生産量 (C)=(A)×(B) kg		0	0	0	0	0	
販売単価(D) kg当り/円		0	0	0	0	0	
販売量※(①~③の計) kg		0	0	0	0	0	
販売先	①	0	0	0	0	0	
	②	0	0	0	0	0	
	③	0	0	0	0	0	
販売額 (E)=(①~③の計)×(D) 円		0	0	0	0	0	
販売先	①	0	0	0	0	0	
	②	0	0	0	0	0	
	③	0	0	0	0	0	

2 営農型発電施設の下部農地での経費に関する事項

(単位:円)

項目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	備考
年間諸経費(下の項目計) (F)	0	0	0	0	0	
①人件費	0	0	0	0	0	
②水道光熱費	0	0	0	0	0	
③栽培経費(肥料等)	0	0	0	0	0	
④資材費等	0	0	0	0	0	
⑤苗代	0	0	0	0	0	
⑥井戸設置代	0	0	0	0	0	
⑦車両、燃料代	0	0	0	0	0	

3 営農型発電施設の下部農地での収益

(単位:円)

項目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
販売額 (E)	0	0	0	0	0
諸経費 (F)	0	0	0	0	0
収益 (G)=(E)-(F)	0	0	0	0	0

立科町農業委員会長 様

長野県農業委員会ネットワーク機構  
一般社団法人長野県農業会議  
会長 望月 雄内

## 農地法第 4 条及び 5 条の規定による意見回答について

令和 6 年 3 月 1 日付 6 立農委第 6 号で依頼のありましたこのことについて、令和 6 年 3 月 15 日に開催した第 96 回常設審議委員会において審議した結果、許可相当としました。

## 記

## 1 意見回答 許可相当

「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」（平成 30 年 5 月 15 日 30 農振第 78 号・最終改正令和 4 年 3 月 31 日 3 農振第 2887 号 以下、「国通知」という。）に基づき、一時転用許可を受けた者に対し、営農の適切な継続を確認するため、毎年、農業委員会へ出荷量を証する書面等を添付した「営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況報告」の提出を求めること。

また、計画段階において、ブルーベリー栽培の労働力が十分に確保されるよう、ご確認願うとともに、国通知に基づき農地パトロール等の際に定期的に生育状況等を確認し、営農の適切な継続が確認できないと判断される場合には、必要な指導・助言を行ってください。

(問い合わせ先)

担当 農政・農地部 小林 森住  
TEL026-217-0291 FAX026-219-2953  
E-mail [24nousei@nca.or.jp](mailto:24nousei@nca.or.jp)

東御市農業委員長 様

長野県農業委員会ネットワーク機構  
一般社団法人長野県農業会議  
会長 望月 雄内

農地法第 4 条及び 5 条の規定による意見回答について

令和 6 年 2 月 27 日付 5 東農委第 180 号で依頼のありましたこのことについて、令和 6 年 3 月 15 日に開催した第 96 回常設審議委員会において審議した結果、許可相当としました。

記

1 意見回答 許可相当

「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」（平成 30 年 5 月 15 日 30 農振第 78 号・最終改正令和 4 年 3 月 31 日 3 農振第 2887 号 以下、「国通知」という。）に基づき、一時転用許可を受けた者に対し、営農の適切な継続を確認するため、毎年、農業委員会へ出荷量を証する書面等を添付した「営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況報告」の提出を求めること。

また、計画段階において、ブルーベリー栽培の労働力が十分に確保されるよう、ご確認願うとともに、国通知に基づき農地パトロール等の際に定期的に生育状況等を確認し、営農の適切な継続が確認できないと判断される場合には、必要な指導・助言を行ってください。

(問い合わせ先)

担 当 農政・農地部 小林 森住  
TEL026-217-0291 FAX026-219-2953  
E-mail [24nousei@nca.or.jp](mailto:24nousei@nca.or.jp)

## 農地法第4条第3項の規定による意見聴取件数・面積一覧表

(令和6年4月)

地区 農業委員会名	市町村数	件数	面積 (㎡)		
			田	畑	計
東信	1	1	0.00	0.37	0.37
東御市	1	1	0.00	0.37	0.37
南信	0	0	0.00	0.00	0.00
中信	0	0	0.00	0.00	0.00
北信	1	1	17.00	0.00	17.00
長野市	1	1	17.00	0.00	17.00
合計	2	2	17.00	0.37	17.37

## 農地法第5条第3項の規定による意見聴取件数・面積一覧表

(令和6年4月)

地区 農業委員会名	市町村数	件数	面積 (㎡)		
			田	畑	計
東信	1	1	2,822.00	706.00	3,528.00
上田市	1	1	2,822.00	706.00	3,528.00
南信	2	3	18,050.00	0.00	18,050.00
駒ヶ根市	1	2	13,611.00	0.00	13,611.00
飯田市	1	1	4,439.00	0.00	4,439.00
中信	1	1	5,178.00	0.00	5,178.00
大町市	1	1	5,178.00	0.00	5,178.00
北信	1	1	4,459.00	0.00	4,459.00
坂城町	1	1	4,459.00	0.00	4,459.00
合計	5	6	30,509.00	706.00	31,215.00

「長野県農業委員会ネットワーク機構 一般社団法人長野県農業会議 農地審議要領」及び「長野県農業委員会ネットワーク機構における営農型発電設備に係る農地転用審議について」の改正（案）について

1 改正の理由

農林水産省の「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」、及び長野県の「長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例」の施行に伴い、当会議の農地審議に係る要領等に関する所要事項を改正する。

2 改正要領等の施行日

令和6年4月15日

3 改正案

(1) 長野県農業委員会ネットワーク機構 一般社団法人長野県農業会議 農地審議要領 新旧対照表

改正案	現行
<p>長野県農業委員会ネットワーク機構 一般社団法人長野県農業会議 農地審議要領</p> <p style="text-align: right;">平成25年3月15日制定 改正 平成28年4月1日 改正 平成31年4月1日 改正 令和2年2月14日 改正 令和6年4月15日</p> <p>第1～第2 (略) 第3 地区常設審議委員会 1～2 (略) 3 地区常設審議委員会の事案・説明 (1) 地区常設審議委員会で審議する事案は、農地法の第4条及び第5条に規定する農地転用案件とする。</p>	<p>長野県農業委員会ネットワーク機構 一般社団法人長野県農業会議 農地審議要領</p> <p style="text-align: right;">平成25年3月15日制定 改正 平成28年4月1日 改正 平成31年4月1日 改正 令和2年2月14日 <u>(新設)</u></p> <p>第1～第2 (略) 第3 地区常設審議委員会 1～2 (略) 3 地区常設審議委員会の事案・説明 (1) 地区常設審議委員会で審議する事案は、農地法の第4条及び第5条に規定する農地転用案件とする。</p>

<意見聴取を要する事案>

- ① 農地転用面積が30アールを超える事案
- ② 営農型太陽光発電設備の支柱部分の面積と下部の農地面積の合計が 30アールを超える事案
- ③ 農地転用面積が30アール以下の事案であって、農業委員会が特に必要と認める事案

(2) (略)

4 地区常設審議委員会の議案書等

- (1) 地区常設審議委員会の議案書及び添付資料は表1のとおりとし、事案を提出する農業委員会において作成し、表1の参考資料を添えて総会后速やかに農業会議へ提出する。

(2) ~ (5) (略)

<表1 説明・添付資料及び参考資料>

説明・添付資料	参考資料
<ul style="list-style-type: none"> <li>○議案書(別紙様式1)</li> <li>○周辺地図(計画施設の位置、周辺の状況が判断できるもの)</li> <li>○計画施設の配置図</li> <li>○計画施設の利用計画図</li> <li>○営農型発電施設にあつては、「<u>「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」の制定について</u>」(令和6年3月25日付け5農振第2825号農水省農村振興局長通知)及び「<u>長野県農業委員会ネットワーク機構における営農型太陽光発電設備に係る農地転用審議について</u>」で示された様式(添付書類含む)</li> <li>○その他、農業委員会が必要と認めるもの</li> </ul>	(略)

第4~第5 (略)

<意見聴取を要する事案>

- ① 農地転用面積が30アールを超える事案
- ② (新設)

農地転用面積が30アール以下の事案であって、農業委員会が特に必要と認める事案

(2) (略)

4 地区常設審議委員会の議案書等

- (1) 地区常設審議委員会の議案書及び添付資料は表1のとおりとし、事案を提出する農業委員会において作成し、表1の参考資料を添えて総会后速やかに農業会議へ提出する。

(2) ~ (5) (略)

<表1 説明・添付資料及び参考資料>

説明・添付資料	参考資料
<ul style="list-style-type: none"> <li>○議案書(別紙様式1)</li> <li>○周辺地図(計画施設の位置、周辺の状況が判断できるもの)</li> <li>○計画施設の配置図</li> <li>○計画施設の利用計画図</li> <li>○営農型発電施設にあつては、「<u>支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて</u>」(平成30年5月15日付け30農村第78号農水省農村振興局長通知)及び「<u>長野県農業委員会ネットワーク機構における営農型太陽光発電設備に係る農地転用審議について</u>」で示された様式(添付書類含む)</li> <li>○その他、農業委員会が必要と認めるもの</li> </ul>	(略)

第4~第5 (略)



(施行期日)

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この改正要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 3 この改正要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 4 この改正要領は、令和2年2月14日から施行する。
- 5 この改正要領は、令和6年4月15日から施行する。

(別紙様式1) (略)

ネットワーク機構（（一社）長野県農業会議）への意見聴取「議案書」の作成等に係る留意事項

1 (略)

2 意見聴取時の添付資料

(1) 常設審議委員会提出資料

ア～ウ (略)

エ 営農型発電施設にあつては、「「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」の制定について」（令和6年3月25日付け5農振第2825号農水省農村振興局長通知）及び「農業会議が定めた営農型発電設備に係る農地転用審議資料」で示された様式(添付書類含む)

オ (略)

(2) (略)

(施行期日)

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この改正要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 3 この改正要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 4 この改正要領は、令和2年2月14日から施行する。

(新設)

(別紙様式1) (略)

ネットワーク機構（（一社）長野県農業会議）への意見聴取「議案書」の作成等に係る留意事項

1 (略)

2 意見聴取時の添付資料

(1) 常設審議委員会提出資料

ア～ウ (略)

エ 営農型発電施設にあつては、「「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」（平成30年5月15日付け30農村第78号農水省農村振興局長通知）及び「農業会議が定めた営農型発電設備に係る農地転用審議資料」で示された様式(添付書類含む)

オ (略)

(2) (略)

(2) 長野県農業委員会ネットワーク機構における営農型発電設備に係る農地転用審議について 新旧対照表

改正案	現行
<p>長野県農業委員会ネットワーク機構における営農型太陽光発電設備に係る農地転用審議について</p> <p style="text-align: center;">長野県農業委員会ネットワーク機構 (一社) 長野県農業会議</p> <p style="text-align: center;">令和2年2月14日 制定 改正 令和6年4月15日</p> <p>1 趣旨  <u>「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」の制定について</u>（令和6年3月25日付け5農振第2825号農水省農村振興局長通知）（以下、「ガイドライン」という。）に沿って、適正な設備導入を進めるため、営農型太陽光発電設備に係る<u>一時転用許可</u>について、長野県農業委員会ネットワーク機構（以下、「ネットワーク機構」という。）が円滑な審議を行うために必要な事項を定める。</p> <p>2 営農型太陽光発電設備に係るネットワーク機構への意見聴取について                      (1) 新規案件                      営農型太陽光発電設備の下部の農地で営農する品目や栽培方法は多様化しており、県内での栽培実績が乏しい品目を導入する事例も見受けられるとともに、市町村農業委員会での審議事例も少ない状況にある。                      この<u>ような状況を踏まえ、県内外の事例等を含めた的確な情報提供</u>を行うとともに、優良事例の<u>紹介</u>や制度の改善に繋げるため、極力、意見を聴取されたい。</p>	<p>長野県農業委員会ネットワーク機構における営農型発電設備に係る農地転用審議について</p> <p style="text-align: center;">長野県農業委員会ネットワーク機構 (一社) 長野県農業会議</p> <p style="text-align: center;">令和2年2月14日 <u>(新設)</u></p> <p>1 趣旨  <u>営農型発電設備に係る農地転用審議</u>については、「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」（平成30年5月15日付け30農振第78号農林水産省農村振興局長通知）（以下、「国通知」という。）に沿って、適正な営農型発電設備の導入を進めるとともに、長野県農業委員会ネットワーク機構（以下、「ネットワーク機構」という。）の<u>円滑な農地審議を</u>図る。</p> <p>2 営農型発電設備の意見照会について                      (1) 新規案件                      営農型発電設備の下部の農地で営農する品目や栽培方法は多種多様化しており、県内での栽培実績が乏しい品目を導入する事例も見受けられるとともに、市町村農業委員会での審議事例がまだ少ない状況にある。                      このため、<u>ネットワーク機構として県内外の事例等を含めた検討を行い、意見(助言)提供</u>を行うとともに、優良事例の<u>作成及び本制度の改善に繋げるためにも</u>、極力、<u>ネットワーク機構への意見聴取</u>をされたい。</p>

<p>(2) 再許可案件</p> <p>新規案件の一時転用期間中の<u>営農実態</u>を把握し、目標との比較検討等を行うとともに、<u>制度の改善</u>に繋げていくため、<u>極力、意見を聴取</u>されたい。</p> <p>なお、<u>意見を聴取せず</u>、農業委員会の判断等により再許可とする場合には、<u>一時転用期間中のガイドラインの(別添)の3</u>に定める「別紙様式例第10号栽培実績書」及び「別紙様式例第11号 収支報告書」の写しを、ネットワーク機構へ情報提供されたい。</p> <p>3 ネットワーク機構の農地審議について</p> <p>営農型<u>太陽光発電設備</u>については、<u>適正な農地審議を行う</u>ため、次の資料を用いて審議するものとする。</p> <p>別紙 <u>「営農型太陽光発電設備に係る農地転用審議資料」</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(2) 再許可案件</p> <p><u>ネットワーク機構として</u>、新規案件の一時転用期間中の<u>栽培実績</u>を把握し、目標との比較検討等の<u>意見提供</u>を行うとともに、<u>制度改善</u>に繋げていくためにも、<u>極力意見聴取</u>をされたい。</p> <p>なお、<u>ネットワーク機構への意見聴取</u>をせず、農業委員会の判断等により再許可とした場合には、<u>国通知の記の3</u>に定める「別記様式例第4号 営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告」の写しを、ネットワーク機構へ情報提供されたい。</p> <p>3 ネットワーク機構の農地審議について</p> <p>営農型発電設備については、<u>適正かつ効率的な農地審議に努める</u>ため、次の資料を用いて審議するものとする。</p> <p>別紙 営農型発電設備に係る農地転用審議資料</p> <p>4 参考資料</p> <p><u>(1) 別記様式例第4号営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告</u></p> <p><u>(2) 営農型発電設備の設置に係る農地転用等の取扱いについて(平成30年5月15日 農林水産省)「農業者のための営農型太陽光発電導入チェックリスト」</u></p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

営農型太陽光発電設備に係る農地転用審議資料

1 (略)

2 転用事業の概要

項 目		申請内容
(1) 転用申請地の概要	①農地区分	
	②設置する農地面積	
	③発電設備の下部の農地面積	
	④転用面積(支柱等部分)	
(2) 申請者等情報	①農地所有者	
	②営農者(年齢)	
	③後継者(年齢)※任意記載	
	④設置者(発電事業者)	
(3) 営農計画	①作物名	
	②単収見込み	
	③地域の平均単収 ※地域のJA等>市町村> 県>国の順で採用のこと	
	④生産量見込み	
(4) 下部農地における収支の見込(注)	①年間収入金額 (A)	
	②年間支出金額 (B)	
	③年間収益 (C) = (A) - (B)	
(5) 発電計画	①発電設備の種類	
	②発電出力	
	③パネル等の設置数等	
	④事業計画認定状況	
	⑤売電予定単価	
(6) 申請事由		

営農型発電設備に係る農地転用審議資料

1 (略)

2 転用事業の概要

項 目		申請内容
転用申請地の概要	農地区分	
	設置する農地面積	
	発電設備の下部の農地面積	
	転用面積(支柱等部分)	
申請者等情報	農地所有者	
	営農者(年齢)	
	後継者(年齢)※任意記載	
	設置者(発電事業者)	
営農計画	作物名	
	単収見込み	
	地域の平均単収 ※地域のJA等>市町村> 県>国の順で採用のこと	
	生産量見込み	
	年間収入(※)	
	年間諸経費(※)	
	年間収益(※)	
発電計画	発電設備の種類	
	発電出力	
	パネル等の設置数等	
	事業計画認定状況	
	売電予定単価(※)	
申請事由		

(7) 農業委員  
会の意見

(注) 別紙様式例第1号の3の1年目の計画数値と一致させること。  
なお、収穫まで複数年の期間を要する作物の場合は収穫開始年の数  
値を記載すること。

3 農地転用の確認事項

(令和6年3月25日5農振第2825号農村振興局長通知(別添)の2の(2)のウを除く  
確認事項等)

項 目	確認状況
ア 転用期間等に関する事項	
a 転用期間	3年 ・ 10 年 ・ その他 ( 年)
b 営農の適切な継続が前提であること	
イ 支柱等に関する事項 ※設置方法がわかる図面を添付	
a 簡易な構造で容易に撤去ができること	
b 支柱の面積が必要最小限であること	
c 変電設備等附随する設備が原則として近隣の 農地以外の場所であること やむをえず農地を転用する場合には規模及び位 置が適正であること	
エ 営農状況の確認に関する事項	
a 毎年の栽培実績及び収支の報告が適正に行わ れると認められること	
オ 日照量等に関する事項	
a 農作物の生育に適した日照量が確保された設 計であること	

農業委員会の意  
見

※参考様式を用いた場合は、その数値と一致させること。  
(新設)

3 農地転用の確認事項

(平成30年5月15日30農振第78号農村振興局長通知 記の2の(2)のウを除く確認  
事項等)

項 目	確認状況
ア 転用期間等に関する事項	
転用期間	3年 ・ 10 年 ・ その他 ( 年)
営農の適切な継続が前提であること	
イ 支柱に関する事項 ※設置方法がわかる図面を添付	
簡易な構造で容易に撤去ができること	
支柱の面積が必要最小限であること	
(新設)	
エ (新設)	
エ 日照量等に関する事項	
農作物の生育に適した日照量が確保された設計 であること	

	※知見を有する者の意見書、又は先行事例の関係書類を添付			※知見を有する者の意見書、又は先行事例の関係書類を添付		
	(削除)			農業機械の転回等営農の支障にならない 支柱設置であること ※配置図、側面図、立面図等を添付		
カ	発電設備の設置に関する事項			(新設)		
	a 設備の支柱の高さ、間隔等からみて農業機械を効率的に利用する空間が確保されていること ※配置図、側面図、立面図等を添付			(新設)		
キ	周辺農地に関する事項			オ	周辺農地に関する事項	
	a 周辺農地への影響の確認				周辺農地への影響の確認	
	b 雨水排水の対策				雨水排水の対策	
	c 土地改良区との調整状況 ※改良区内の農地の場合は、意見書を添付	土地改良区の 名称： _____ 調整状況：			土地改良区との調整状況 ※改良区内の農地の場合は、要意見書	土地改良区の 名称： _____ 調整状況：
	d (農用地区域の場合) 農用地の集団化の状況 (中間管理権の設定状況等)				(農用地区域の場合) 農用地の集団化の状況 (中間管理権の設定状況等)	
ク	地域計画に関する事項			(新設)		
	a 地域計画の区域内の農地の利用集積、その他農業上の効率的・総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、営農型太陽光発電の実施について合意を得た土地の区域内であること			(新設)		
ケ	撤去に関する事項			カ	撤去に関する事項	
	a 撤去に必要な資力及び信用があること	_____ により 確認した			撤去に必要な資力及び信用があること	通帳により 確認した

コ	電力系統の連系に関する事項	
	a 電力会社との接続契約の状況	契約済 申込中
サ	その他	
	a 申請者に対する制度の説明状況 ※別紙様式例第10号の栽培実績書、別紙様式例第11号を証拠書類として毎年報告することなど	
	b 設置者と営農者が異なる場合には、一時転用許可と法第3条第1項の許可が同時に当該権利を設定されること	
	c 設置後の農業委員会等による確認体制 ※JA等による営農指導、農業委員会による営農状況の確認体制等	
	d 下部の農地において栽培する作物についての知見を有する者の意見書 ※一般的な意見書（論文等や、当該事業に対する意見書であることが明記されていないもの）でなく、別紙様式例第3号に沿った「当該事業について」の意見書であること	
	<b>【発電出力10kw以上の地上設置型太陽光発電施設の場合のみ記載】</b> e 「長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例」に基づく基本計画書の提出、及び関係住民等への説明会の開催と出された意見への対応状況	

(注) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画の区域内において営農型太陽光発電施設を設置する場合のみ記入する。

キ	電力系統の連系に関する事項	
	電力会社との接続契約の状況	契約済 申込中
	その他	
	申請者に対する制度の説明状況 ※生産の状況を証拠書類を添付して毎年報告することなど	
	設置者と営農者が異なる場合には、一時転用許可と法第3条第1項の許可が同時に当該権利を設定されること	
	設置後の農業委員会等による確認体制 ※JA等による営農指導、農業委員会による営農状況の確認体制等	
	(新設)	
	(新設)	

(新設)

4 農地転用の審査事項（下部農地における営農の適切な継続に関する事項）  
 （令和6年3月25日5農振第2825号農村振興局長通知の（別添）の2の（2）のウ）

（1）基本事項

項 目	計画内容
①作物名	
②当該作物の栽培経験年数	
③栽培に関する指導機関等	
④当該作物の栽培面積（営農者の全栽培面積）	
⑤うち営農型太陽光発電設備の下部の農地での栽培面積(A) (㎡)	
⑥単収見込み(B) (kg/10a)	
(B)の根拠	
⑦栽培する作物の地域の平均的な単収(b) (kg/10a)	
(b)の出典 (根拠)	
⑧生産量見込み(C)=(A)×(B)	
⑨栽培作物の作型 (畝間、株間)	
⑩労働力 (うち臨時雇用)	

（2）営農の継続性に関する事項

確実な営農の継続性を審査するため、以下の資料を添付すること。

- ① 別紙様式例第1号の3
- ② 別添参考資料（販売計画）

4 農地転用の審査事項（下部農地における営農の適切な継続に関する事項）  
 （平成30年5月15日30農振第78号農村振興局長通知 記の2の（2）のウ）

（1）基本事項

項 目	計画内容
作物名	
当該作物の栽培経験年数	
栽培に関する指導機関等	
当該作物の栽培面積（営農者の全栽培面積）	
うち営農型発電設備での栽培面積(A)	
単収見込み(B)	
(B)の根拠	
(新設)	
(新設)	
生産量見込み(C)=(A)×(B)	
栽培作物の作型 (畝間、株間)	
労働力 (うち臨時雇用)	

（2）営農の継続性に関する事項

確実な営農の継続性を審査するため、下記の資料を添付のこと

- ・収支計画（別添参考様式を参照）
- ・販売計画（別添参考様式を参照）



(別添参考資料 (販売計画))

1 営農型太陽光発電設備の下部農地での年間収入金額のうち「販売金額」に関する事項

項目	収穫年					販売先と単価の根拠
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	
収穫量(kg)						
販売量 (kg) (A)	販売先 (〇〇)					
	合計					
販売単価 (kg/円) (B)	販売先 (〇〇)					
	平均単価					
販売金額 (円) (C) = (A) × (B)	販売先 (〇〇)					
	合計 (※)					

販売先 (計画) が複数ある場合には、販売先ごとに販売量、販売単価、販売金額の計画を記入する

※の販売金額「合計」は、別紙様式例第1号の3の「販売金額」数値と一致するよう記入する

(削除)

(削除)

(参考資料)

1 営農型発電施設の下部農地での収入に関する事項

項目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	販売先と単価の根拠
作付面積(A) m <sup>2</sup>						
単収見込み(B) 10 a/kg						
生産量 (C) = (A) × (B) kg						
販売単価(D) kg当り/円						
販売量※ (①~③の計) kg						
販売先	①					
	②					
	③					
販売額 (E) = (①~③の計) × (D) 円						
販売先	①					
	②					
	③					

2 営農型発電施設の下部農地での経費に関する事項

3 営農型発電施設の下部農地での収益

# 長野県農業委員会ネットワーク機構 一般社団法人長野県農業会議 農地審議要領（改正案）

平成 25 年 3 月 15 日制定  
改正 平成 28 年 4 月 1 日  
改正 平成 31 年 4 月 1 日  
改正 令和 2 年 2 月 14 日  
改正 令和 6 年 4 月 15 日

## 第 1 趣旨・方針

長野県農業委員会ネットワーク機構一般社団法人長野県農業会議（以下、農業会議）定款（以下「定款」という。）第 6 章第 43 条第 1 項第 1 号の規定のうち、農地法の規定に基づく農業委員会からの意見聴取事案に係る審議（以下「農地審議」という。）については、この要領の定めるところにより、農業委員会と農業会議が連携協力し、公平・適正な審議を行うこととする。

## 第 2 農地審議の方法

- 1 常設審議委員会（定款第 6 章の常設審議委員会、以下同じ。）の審議については、農業会議常設審議委員会運営規程の定めるところによる。
- 2 農地審議について、十分な審議により公平・適正化を図るため、地区の農業事情に精通した常設審議委員（定款第 44 条の委員、以下同じ。）による、第 3 で定める地区常設審議委員会を設け、意見集約を行い、常設審議委員会において審議し許可相当の可否を採決する。
- 3 地区常設審議委員会の開催が、自然災害等やむを得ない事情により困難であると農業会議会長が判断した時は、地区常設審議委員会を省略し、常設審議委員会で審議することができる。

## 第 3 地区常設審議委員会

### 1 地区常設審議委員会の設置・招集等

- （1）地区常設審議委員会は、東信、南信、中信、北信の 4 地区に設置し、農業会議常設審議委員会運営規程第 3 条第 1 項①に規定する者（以下「地区常設審議委員」という。）、農業委員会、農業会議事務局で構成し、農業会議会長が招集する。
- （2）地区常設審議委員会は、原則として毎月 10 日に開催する。その日が休日等の場合は、その前の平日とする。ただし、審議事案が無い場合は開催しない。
- （3）地区常設審議委員会は、地区常設審議委員の過半数の出席をもって成立する。
- （4）地区常設審議委員会は、農業会議会長が認めた場合は、公開することができる。公開する場合は、傍聴のみとし、議案書等個人情報に係る情報は公開しない。その他の個人情報等に関しては、「長野県特別職報酬等審議会傍聴要領」を準用する。

- (5) 地区常設審議委員会では、適正な審議を行うため、法令を所管する県担当部署や有識者の出席を依頼し、助言を求めることができる。

## 2 地区常設審議委員会の審議・意見集約

- (1) 地区常設審議委員会は、農業委員会から意見を求められた事案について、農業委員会からの説明を求め、関係法令の規定に基づき構成員から広く意見を求めて審議し、「許可相当」又は「不許可相当」について意見を集約する。
- (2) 地区常設審議委員会の議長は、地区常設審議委員が交替で務める。
- (3) 議長は、事案ごとに「許可相当」又は「不許可相当」について、議長を含める出席地区常設審議委員の過半数を持って決する。同数のときは、議長が決する。
- (4) 「不許可相当」の事案について、議長はその理由を付す。
- (5) 議長は、同月の常設審議委員会で地区常設審議委員会の意見集約結果を報告する。特に「不許可相当」の事案は、その理由も併せて報告する。
- (6) 地区常設審議委員会は、地区常設審議委員や常設審議委員会の要請により、事案の現地調査を行うことができる。
- ア 現地調査の日程調整・設営等は、該当する農業委員会が行う。
- イ 現地調査は、地区常設審議委員が行い、農業委員会が現地で説明する。
- ウ 調査結果は、常設審議委員会において当番議長が報告する。
- (7) 地区常設審議委員会の議事録は、農業会議事務局が作成し、地区常設審議委員が署名し保管する。

## 3 地区常設審議委員会の事案・説明

- (1) 地区常設審議委員会で審議する事案は、農地法の第4条及び第5条に規定する農地転用案件とする。

### <意見聴取を要する事案>

- ① 農地転用面積が30アールを超える事案
- ② 営農型太陽光発電設備の支柱部分の面積と下部の農地面積の合計が30アールを超える事案
- ③ 農地転用面積が30アール以下の事案であって、農業委員会が特に必要と認める事案

- (2) 議案説明は、農業委員会が行う。

## 4 地区常設審議委員会の議案書等

- (1) 地区常設審議委員会の議案書及び添付資料は表1のとおりとし、事案を提出する農業委員会において作成し、表1の参考資料を添えて総会后速やかに農業会議へ提出する。
- (2) 地区常設審議委員会で配付した資料は、個人情報保護のため「農業会議個人情報保護規程」に基づき取扱い、第三者に提供してはならない。
- また、地区常設審議委員は、同月の常設審議委員会の審議に議案書等を持参して、常設審議委員会の資料として活用する。
- 農業委員会へ配付した資料は、地区常設審議委員会終了後、農業会議事務局が回収し処分する。

- (3) 農業委員会は、議案書及び資料等の作成にあたって、十分な審議が行えるよう資料の精査に努める。
- (4) 農業会議は、農業委員会から提出のあった議案書及び添付資料を整理し、地区常設審議委員会に持参する。
- (5) 地区常設審議委員会終了後の議案書の修正・変更については認めないものとする。ただし、申請者等のやむを得ない事由で、修正の必要が生じた場合は、農業委員会は常設審議委員会までに、農業会議事務局の承諾を得た上で、議案書を修正することができるものとする。この場合、農業会議事務局又は農業委員会は、常設審議委員会の開催日前までに、修正内容、経過を速やかに地区常設審議委員に報告し、了解を得るものとする。

<表1 説明・添付資料及び参考資料>

説明・添付資料	参考資料
<ul style="list-style-type: none"> <li>○議案書（別紙様式1）</li> <li>○周辺地図（計画施設の位置、周辺の状況が判断できるもの）</li> <li>○計画施設の配置図</li> <li>○計画施設の利用計画図</li> <li>○営農型発電施設にあつては、「「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」の制定について」（令和6年3月25日付け5農振第2825号農水省農村振興局長通知）及び「長野県農業委員会ネットワーク機構における営農型太陽光発電設備に係る農地転用審議について」で示された様式（添付書類含む）</li> <li>○その他、農業委員会が必要と認めるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農地法第4条第4項及び5項の規定による意見聴取にあつては、農地法第4条第1項の規定による許可申請書（国が定めた農地法に係る事務処理要領（以下、事務処理要領という）様式例第4号の1）の写</li> <li>○農地法第5条第3項の規定による意見聴取にあつては、農地法第5条第1項の規定による許可申請書（事務処理要領 様式例第4号の2）の写</li> <li>○農地法第4条第1項（第5条第1項）の規定による許可申請書に係る意見書（事務処理要領 様式例第4号の3）</li> <li>○その他、農業会議が必要と認めるもの</li> </ul>

#### 第4 常設審議委員会の審議

- 1 常設審議委員会の開催及び運営等については、農業会議常設審議委員会運営規程の定めるところによる。
- 2 常設審議委員会における農地法第4条及び第5条の規定による審議については、次によるものとする。
  - (1) 説明は、第3の3の(1)の①は農業会議事務局が行い、第3の3の(1)の②は原則当該事案の農業委員会が行う。
  - (2) 地区常設審議委員会における審議経過及び意見集約結果については、地区常設審議委員会の議長の報告をもって審議する。
  - (3) 常設審議委員会が、現地調査を必要と認めるときは、現地調査を行うことができる。

- 3 常設審議委員会における審議結果については、速やかに電子メールにより農業委員会へ回答する。このメールは公文書扱いとする。
- (1) 回答には、審議経過等を踏まえ、必要に応じ意見に条件を付することができる。
  - (2) 不許可相当の回答をするときは、その理由を付す。
  - (3) 審議議事録は、農業会議常設審議委員会運営規程の定めるところによる。

#### 4 常設審議委員会の議案書

- (1) 農地法に関する議案書は、地区常設審議委員会終了後、農業会議が事案を取りまとめる。
- (2) 議案書は、個人情報保護のため「農業会議個人情報保護規程」に基づき取扱い、第3者に提供してはならない。

#### 第5 その他

この要領に定めるものの他、農地審議に必要な事項は、その都度、常設審議委員会において定める。

#### (施行期日)

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この改正要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 3 この改正要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 4 この改正要領は、令和2年2月14日から施行する。
- 5 この改正要領は、令和6年4月15日から施行する。

(別紙様式1)

(法第4条関係)

申請 番号	所 在	地番	登記簿地目		農振	面積 (㎡)	地種	申 請 人	形 態			申請事由	備考
			現況地目	種類地目					用途	施設	施設面積 (㎡)		

(法第5条関係)

申請 番号	所 在	地番	登記簿地目		農振	面積 (㎡)	地種	譲渡人又は貸主 (貸人)		形 態	申請事由	備考
			現況地目	種類地目				譲受人又は借主 (借人)	用途			

記入方法は、「ネットワーク機構(一社)長野県農業会議」への意見聴取「議案書」の作成等に係る留意事項」参照

1 意見聴取「議案書」の作成に係る留意事項

該当する欄	留意事項
全般	同一事業の場合は、譲渡人が複数の場合であっても、1行にまとめて記入（契約内容が異なる場合を除く） ※農地情報公開システムでの議案書の出力においては、申請受付画面の申請対象タブで、代表地を選択することで、1行にまとめて出力が可能
権利	以下のいずれかを記載。 ・無償・自作地 ・有償・自作地 ・相続 ・小作処分地
農振	以下のいずれかを記載。 ・農振地域・農用地区域 ・農振地域・農用地区域外 ・農振地域外
面積	転用面積を小数第2位まで記載。
地種	以下のいずれかを記載。 ・甲種 ・第1種 ・第2種 ・第3種
譲渡人	競売の場合は記入不要。
職業	譲渡人、譲受人氏名の下部に記載。
形態	以下のいずれかを記載。 ・転用 ・一時転用
用途／施設	以下のいずれかを記載。 ・[農地法]住宅用地／農家住宅 ・[農地法]住宅用地／一般個人住宅 ・[農地法]住宅用地／集団住宅その他 ・[農地法]公的施設用地／学校用地 ・[農地法]公的施設用地／公園・運動場用地 ・[農地法]公的施設用地／道水路・鉄道用地 ・[農地法]公的施設用地／官公署・病院等公的施設 ・[農地法]工・鉱業(工場)用地 ・[農地法]商業・サービス等用地／店舗等施設 ・[農地法]商業・サービス等用地／流通業務等施設 ・[農地法]商業・サービス等用地／ゴルフ場 ・[農地法]商業・サービス等用地／その他のレジャー施設 ・[農地法]その他の業務用地／農林漁業用施設 ・[農地法]その他の業務用地／駐車場・資材置場 ・[農地法]その他の業務用地／土石等採取用地 ・[農地法]その他の業務用地／再エネ発電設備 ・[農地法]その他の業務用地／その他 ・[農地法]植林 ・[農地法]その他分類不能・不明

該当する欄	留意事項
施設	農地法第4条第1項の規定による許可申請書における3転用計画一(1)転用事由の詳細に記載の用途または農地法第5条第1項の規定による許可申請書における3転用計画一(1)転用の目的を記載
施設面積 (㎡)	施設面積を小数第2位まで記載。 ・建築物がある場合は建築面積を、建築物がない場合は敷地面積を記入 ・宅地分譲の場合は、記載不用 ・太陽光発電施設は、パネル面積を記入
申請事由	農地法第4条第1項の規定による許可申請書における3転用計画一(1)転用事由の詳細に記載の事由の詳細または、農地法第5条第1項の規定による許可申請書における3転用計画一(2)権利を設定し又は移転しようとする事由の詳細を記載
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業委員会の判断(許可相当・不許可相当)を記入</li> <li>・不許可の例外の根拠を記入</li> <li>・権利関係(賃借・使用貸借・売買など)を記入</li> <li>・都市計画法に基づく区域区分、地域区分を記入</li> <li>・農業以外の土地利用計画との調整を了している場合に略称を記入</li> <li>・開発許可の有・不要を記入</li> <li>・計画変更の有無を記入</li> <li>・一時転用の場合は、転用期間を記入</li> <li>・農振除外の有無及び除外日を記入</li> <li>・以下の場合には、全体面積を記入               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 農地以外の土地と一体の事業で、計画地に農地以外の土地が含まれている場合</li> <li>イ 既存施設を拡張する場合</li> </ul> </li> <li>・同時に申請された事案がある場合は、該当する議案番号を記入</li> <li>・建売住宅、宅地分譲の場合には、1区画当たりの最大最小区画面積及び区画数を記入</li> <li>・登記簿面積と実測面積が著しく異なる場合は、実測面積を記入</li> <li>・転用目的が太陽光発電施設の場合、発電出力を記入(パネルの枚数は記入しない)</li> <li>・転用目的に駐車場を含む場合、駐車台数を記入</li> <li>・個人住宅の転用面積が、一般住宅の場合は500㎡、農家住宅の場合は1,000㎡を超える場合、その理由(例えば、「不整形地」、「傾斜地であり有効面積〇〇㎡」など)を記入</li> <li>・家庭菜園を設置する場合、面積を記入</li> <li>・その他、必要に応じて事業計画内容を簡潔に記入</li> </ul>

2 意見聴取時の添付資料

(1) 常設審議委員会提出資料

ア 周辺地図(計画施設の位置、周辺の状況が判断できるもの)

イ 計画施設の配置図

ウ 計画施設の利用計画図

エ 営農型太陽光発電施設にあつては、「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」の制定について(令和6年3月25日付け5農振第2825号農水省農村振興局長通知)及び「農業会議が定めた営農型太陽光発電設備に係る農地転用審議資料」で示された様式(添付書類含む)

オ その他、農業委員会が必要と認めるもの

(2) 参考資料

ア 農地法第4条第4項及び5項の規定による意見聴取にあつては、農地法第4条第1項の規定による許可申請書(事務処理要領 様式例第4号の1)の写

イ 農地法第5条第3項の規定による意見聴取にあつては、農地法第5条第1項の規定による許可申請書(事務処理要領 様式例第4号の2)の写

ウ 農地法第4条第1項(第5条第1項)の規定による許可申請書に係る意見書(事務処理要領 様式例第4号の3)

エ その他、農業会議が必要と認めるもの



# 長野県農業委員会ネットワーク機構における営農型太陽光 発電設備に係る農地転用審議について（改正案）

長野県農業委員会ネットワーク機構  
（一社）長野県農業会議

令和2年2月14日 制定  
改正 令和6年4月15日

## 1 趣旨

「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」の制定について」（令和6年3月25日付け5農振第2825号農水省農村振興局長通知）（以下、「ガイドライン」という。）に沿って、適正な設備導入を進めるため、営農型太陽光発電設備に係る一時転用許可について、長野県農業委員会ネットワーク機構（以下、「ネットワーク機構」という。）が円滑な審議を行うために必要な事項を定める。

## 2 営農型太陽光発電設備に係るネットワーク機構への意見聴取について

### （1）新規案件

営農型太陽光発電設備の下部の農地で営農する品目や栽培方法は多様化しており、県内での栽培実績が乏しい品目を導入する事例も見受けられるとともに、市町村農業委員会での審議事例も少ない状況にある。

このような状況を踏まえ、県内外の事例等を含めた的確な情報提供を行うとともに、優良事例の紹介や制度の改善に繋げるため、極力、意見を聴取されたい。

### （2）再許可案件

新規案件の一時転用期間中の営農実態を把握し、目標との比較検討等を行うとともに、制度の改善に繋げていくため、極力、意見を聴取されたい。

なお、意見を聴取せず、農業委員会の判断等により再許可とする場合には、一時転用期間中のガイドラインの（別添）の3に定める「別紙様式例第10号栽培実績書」及び「別紙様式例第11号収支報告書」の写しを、ネットワーク機構へ情報提供されたい。

## 3 ネットワーク機構の農地審議について

営農型太陽光発電設備については、適正な農地審議を行うため、次の資料を用いて審議するものとする。

別紙 「営農型太陽光発電設備に係る農地転用審議資料」

## 営農型太陽光発電設備に係る農地転用審議資料

### 1 基本事項

農業委員会名	
農地転用許可区分	

### 2 転用事業の概要

	項 目	申請内容
(1) 転用申請地の概要	①農地区分	
	②設置する農地面積	
	③発電設備の下部の農地面積	
	④転用面積（支柱等部分）	
(2) 申請者等情報	①農地所有者	
	②営農者（年齢）	
	③後継者（年齢）※任意記載	
	④設置者（発電事業者）	
(3) 営農計画	①作物名	
	②単収見込み	
	③地域の平均単収 ※地域のJA等>市町村> 県>国の順で採用のこと	
	④生産量見込み	
(4) 下部農地における収支の見込 (注)	①年間収入金額 (A)	
	②年間支出金額 (B)	
	③年間収益(C) = (A) - (B)	
(5) 発電計画	①発電設備の種類	
	②発電出力	
	③パネル等の設置数等	
	④事業計画認定状況	
	⑤売電予定単価	
(6) 申請事由		
(7) 農業委員会の意見		

(注) 別紙様式例第1号の3の1年目の計画数値と一致させること。

なお、収穫まで複数年の期間を要する作物の場合は収穫開始年の数値を記載すること。

### 3 農地転用の確認事項

(令和6年3月25日5農振第2825号農村振興局長通知の(別添)の2の(2)のウを除く確認事項等)

項 目	確認状況
ア 転用期間等に関する事項	
a 転用期間	3年 ・ 10年 ・ その他 ( 年)
b 営農の適切な継続が前提であること	
イ 支柱等に関する事項 ※設置方法がわかる図面を添付	
a 簡易な構造で容易に撤去ができること	
b 支柱の面積が必要最小限であること	
c 変電設備等附随する設備が原則として近隣の農地以外の場所であること やむをえず農地を転用する場合には規模及び位置が適正であること	
エ 営農状況の確認に関する事項	
a 毎年の栽培実績及び収支の報告が適正に行われると認められること	
オ 日照量等に関する事項	
a 農作物の生育に適した日照量が確保された設計であること ※知見を有する者の意見書、又は先行事例の関係書類を添付	
カ 発電設備の設置に関する事項	
a 設備の支柱の高さ、間隔等からみて農業機械を効率的に利用する空間が確保されていること ※配置図、側面図、立面図等を添付	
キ 周辺農地に関する事項	
a 周辺農地への影響の確認	
b 雨水排水の対策	
c 土地改良区との調整状況 ※改良区内の農地の場合は、意見書を添付	土地改良区の名称： _____ 調整状況：
d (農用地区域の場合) 農用地の集団化の状況 (中間管理権の設定状況等)	
ク 地域計画に関する事項	
a 地域計画の区域内の農地の利用集積、その他農業上の効率的・総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、営農型太陽光発電の実施について合意を得た土地の区域内であること	

ケ	撤去に関する事項	
	a 撤去に必要な資力及び信用があること	_____により確認した
コ	電力系統の連系に関する事項	
	a 電力会社との接続契約の状況	契約済 ・ 申込中
サ	その他	
	a 申請者に対する制度の説明状況 ※別紙様式例第 10 号の栽培実績書、別紙様式例第 11 号を証拠書類として毎年報告することなど	
	b 設置者と営農者が異なる場合には、一時転用許可と法第 3 条第 1 項の許可が同時に当該権利を設定されること	
	c 設置後の農業委員会等による確認体制 ※JA等による営農指導、農業委員会による営農状況の確認体制等	
	d 下部の農地において栽培する作物についての知見を有する者の意見書 ※一般的な意見書(論文等や、当該事業に対する意見書であることが明記されていないもの)でなく、別紙様式例第 3 号に沿った「当該事業について」の意見書であること	
	<b>【発電出力 10kw 以上の地上設置型太陽光発電施設の場合のみ記載】</b> e 「長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例」に基づく基本計画書の提出、及び関係住民等への説明会の開催と出された意見への対応状況	

(注) 農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域内において営農型太陽光発電施設を設置する場合のみ記入する。

4 農地転用の審査事項（下部農地における営農の適切な継続に関する事項）

（令和6年3月25日5農振第2825号農村振興局長通知の（別添）の2の（2）のウ）

（1）基本事項

項 目	計 画 内 容
①作物名	
②当該作物の栽培経験年数	
③栽培に関する指導機関等	
④当該作物の栽培面積（営農者の全栽培面積）	
⑤うち営農型太陽光発電設備の下部の農地での栽培面積(A) (m <sup>2</sup> )	
⑥単収見込み(B) (kg/10a)	
(B)の根拠	
⑦栽培する作物の地域の平均的な単収(b) (kg/10a)	
(b)の出典（根拠）	
⑧生産量見込み(C)=(A)×(B)	
⑨栽培作物の作型（畝間、株間）	
⑩労働力（うち臨時雇用）	

（2）営農の継続性に関する事項

確実な営農の継続性を審査するため、以下の資料を添付すること。

- ① 別紙様式例第1号の3
- ② 別添参考資料（販売計画）

(別添参考資料(販売計画))

1 営農型太陽光発電設備の下部農地での年間収入金額のうち「販売金額」に関する事項

項目	収穫年					販売先と単価の根拠
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	
収穫量(kg)						
販売量 (kg) (A)	販売先(〇〇)					
	合計					
販売単価 (kg/円) (B)	販売先(〇〇)					
	平均単価					
販売金額 (円) (C) = (A) × (B)	販売先(〇〇)					
	合計(※)					

販売先(計画)が複数ある場合には、販売先ごとに販売量、販売単価、販売金額の計画を記入する

※の販売金額「合計」は、別紙様式例第1号の3の「販売金額」数値と一致するよう記入する



令和 6 年度

# 主要施策の概要について

令和 6 年(2024 年)4 月 15 日

長野県農政部

# 令和6年度 農政部当初予算の概要

## 1 予算総額

(千円、%)

会 計 名	令和6年度予算額 (A)	令和5年度当初予算額 (B)	差引増減 (A)-(B)	(A)/(B)
一 般 会 計	28,197,089	28,695,978	△ 498,889	98.3
特 別 会 計	51,589	50,359	1,230	102.4
農業改良資金	49,277	47,387	1,890	104.0
漁業改善資金	2,312	2,972	△ 660	77.8

(一般会計課別内訳)

(千円、%)

課 名	令和6年度予算額 (A)	令和5年度当初予算額 (B)	差引増減 (A)-(B)	(A)/(B)
農 業 政 策 課	2,486,742	2,567,050	△ 80,308	96.9
農 業 技 術 課	4,392,700	3,600,139	792,561	122.0
園 芸 畜 産 課	2,741,191	3,715,233	△ 974,042	73.8
農 地 整 備 課	15,008,068	15,232,326	△ 224,258	98.5
農 村 振 興 課	3,568,388	3,581,230	△ 12,842	99.6

## 2 予算のポイント (別紙1)



## 2 予算のポイント

### (1)基本方針

「しあわせ信州創造プラン 3.0」の実行計画である「第4期長野県食と農業農村振興計画」に位置付けた「担い手の確保・育成と農地の活用、日本一をめざす果樹、持続可能な農業の展開、輸出拡大」の重点取組を着実に実行するため、施策を総合的に展開します。

### (2)重点事項

#### 政策の柱1 持続可能で安定した暮らしを守る

##### 環境にやさしい農業など持続可能な農業の展開

- 有機農業の産地づくりを推進するため、市町村が取り組む学校給食での有機農産物等の活用などに向けた支援や、有機農業に係る新たな認証制度の検討を進めます。
- 温室効果ガス削減技術の普及推進を図るため、水田の中干し期間を延長する技術等を検証するための現地実証ほの設置のほか、水田の中干しが困難な地域でも実施が可能な新たな技術の検討を進めます。

##### 災害に強い県土づくりと農業基盤整備

- 激甚化・頻発化する気象災害などに対応するため、引き続き排水機場の改修や防災重点農業用ため池の耐震化のほか、雨水貯留の取組支援など県土強靱化を重点的に進めます。
- 効率的で生産性の高い農業を実現し、担い手への農地の集積・集約化を図るため、農地の区画拡大や畑地化、中山間地域の用水管理省力化等の農業基盤整備を進めます。

#### 政策の柱2 創造的で強靱な産業の発展を支援する

##### 皆が憧れる経営体の育成と人材の確保

- 地域の協議によって将来の担い手や農地利用の姿を明確化する「地域計画」の策定等を支援するとともに、今後の地域の営農活動や本県農業生産の中心となる大規模法人等の育成を進めます。
- 新規就農を一層推進するため、農業のイメージアップを図るとともに、親元就農者の事業継承や経営発展への支援のほか、1日農業バイトアプリの利用拡大や農福連携の一層の推進など、多様な担い手の育成と人材活用を促進します。

##### 日本一をめざす果樹(りんご、ぶどう、なし、もも)の産地力向上

- りんご高密度植栽培やぶどう「クイーンルージュ®」の導入等を促進するため、現地チームによる推進やトップセールスの実施のほか、農作物盗難を抑止するための盗難防止月間の取組などの実施により、果樹の産地力の向上を図ります。

##### 農業競争力の強化

- ぶどうはシンガポールを、コメはアメリカ(ハワイ州)をターゲットに、輸入事業者の招へいや現地での販促活動の展開など、県産農畜産物の輸出拡大を戦略的に進めます。
- 多様なニーズに対応するため、主食用米から麦・大豆・そば等への転換等を支援します。

#### 政策の柱3 快適でゆとりのある社会生活を創造する

##### 農的つながり人口の創出・拡大による農村づくり

- 農ある暮らしアドバイザー・地域サポーターによる相談活動等の実施や、農村型地域運営組織(農村 RMO)の形成推進、中山間地域における集落の自律的かつ継続的な農業生産活動等の支援などにより、信州の農村の魅力維持、活性化を図ります。

令和6年度農政部施策体系 —「人と地域が育む 未来につづく 信州の農業・農村と食」の実現に向けて—

【基本方向1：皆が憧れ、稼げる信州の農業〔産業としての農業振興〕】				事業 番号			
【施策展開の方向】	【施 策】	【事 業 名】	【担当課】				
施策展開1 皆が憧れる経営体の 育成と人材の確保	■信州農業をけん引する 中核的経営体の確保・育成	次代の農業を支える担い手支援事業 農業リーダー育成事業	農振	1			
		NAGANO農業女子ステップアップ支援事業	農振				
		経営体育成支援事業	農振				
		企業経営体の誘致・参入支援事業	農振				
		農業制度資金利子補給事業等	農振				
	■新規就農者の安定的な確保	次代の農業を支える担い手支援事業【一部再掲】 就農サポート事業	農振				
		農業大学校費	農技				
		「地域計画」総合対策事業	農振				
	■地域農業の将来像の明確化 による担い手確保と農地 集積の推進	集落営農活性化プロジェクト促進事業	農振				
		農地中間管理機構事業	農振				
		農業委員会等補助事業	政策				
	■多様な人材の呼び込み による支え手の確保	農ある暮らし応援事業	農振				
施策展開2 稼げる農業の展開 と信州農畜産物の 持続的な生産	■くだもの王国づくりの推進	くだもの王国づくり推進事業 信州果樹生産体制強化推進事業 ワンツークイーン生産拡大事業 地域に根ざしたワイン用ぶどう産地育成事業 果樹産地基盤の強化	園畜	2			
		信州ワインバレー産地育成事業 地域に根ざしたワイン用ぶどう産地育成事業【再掲】 農政試験研究関係事業（NAGANO WINE 栽培情報プラットフォーム推進事業）【一部再掲】	園畜 農技				
		■マーケットニーズに応える 信州農畜産物の生産	主要穀類競争力向上推進事業		農技		
			県産小麦品質向上・生産拡大支援事業		農技		
			信州園芸産地生産力強化事業 信州農業生産力強化対策事業 園芸産地強化対策整備事業【一部再掲】		園畜	3	
					果菜類増収技術普及推進事業		園畜
					信州伝統野菜継承・産地育成事業		園畜
			野菜等価格安定対策事業		園畜		
			信州花き生産力強化事業		園畜		
			外来魚等食害防止対策事業		園畜		
	食肉流通施設整備支援事業		園畜				
	畜産振興施設整備事業 信州プレミアム牛肉「脂肪の質」向上対策事業		園畜	4			
		信州の畜産生産力強化事業 酪農生産性向上対策事業 農場HACCP等実践拡大支援事業 信州あんしん農産物生産農場認定事業 信州こだわり地鶏生産推進事業 養豚生産力強化支援事業	園畜				
	■農村DX・スマート農業の 推進による生産性の向上	飼料増産・堆肥活用促進事業	園畜				
		家畜衛生対策事業	園畜				
	■有機農業など環境にやさし い農業の面的拡大と安全 安心な農産物の生産	スマート農業導入推進事業	農技 園畜 農地	5			
		環境にやさしい持続可能な農業定着・促進事業 有機農業推進事業 環境農業推進事業 農業分野におけるゼロカーボン貢献技術開発・普及事業 GAP推進事業 環境保全型農業直接支払事業 農政試験研究関係事業（地球温暖化適応・緩和技術開発）【一部再掲】	農技		6		

<b>施策展開2</b> <b>稼げる農業の展開と信州農畜産物の持続的な生産</b>	<b>■有機農業など環境にやさしい農業の面的拡大と安全安心な農産物の生産</b>	農薬安全使用対策事業	農技
	<b>■持続可能な農業を推進するための技術の開発・普及</b>	植物防疫事業	農技
		グリーン園芸転換推進事業	園畜
	<b>■稼ぐ産地を支える基盤整備の推進</b>	食の地域内循環推進事業【一部再掲】	マーケ
		農政試験研究関係事業	農技 園畜
		農業改良普及事業	農技
		農業経営カイゼン実践促進事業	農技
かんがい排水事業		農地	
畑地帯総合土地改良事業	農地		
経営体育成基盤整備事業	農地		

<b>施策展開3</b> <b>マーケットニーズに対応した県産農畜産物の販路開拓・拡大</b>	<b>■県オリジナル品種など県産食材の魅力・価値の発信</b>	「おいしい信州ふード」の魅力発信事業	マーケ
	<b>■稼ぐ力の強化につながる輸出の拡大</b>	輸出向け産地づくり推進事業	マーケ
		「NAGANOの食」輸出拡大事業	マーケ
	<b>■地域農畜産物の活用による持続可能な新たなビジネスの創出</b>	地域が輝く信州農山村発イノベーション推進事業	マーケ
	<b>■多様なニーズに対応した流通機能の強化</b>	「おいしい信州ふード」の魅力発信事業【一部再掲】	マーケ

**【基本方向2：しあわせで豊かな暮らしを実現する信州の農村【暮らしの場としての農村振興】】**

<b>施策展開4</b> <b>農的つながり人口の創出・拡大による農村づくり</b>	<b>■地域農業の将来像の明確化による適切な農地利用</b>	「地域計画」総合対策事業【再掲】	農振
	<b>■多様な人材の活躍による農村の振興</b>	中山間地農業ルネッサンス推進事業	農振
		山村等振興対策事業	農振
		中山間地域魅力創出事業	農振
	<b>■地域ぐるみで取り組む多面的機能の維持活動</b>	農ある暮らし応援事業【再掲】	農振
		多面的機能支払事業	農地
		中山間地域直接支払事業	農振
<b>■農村型の地域運営組織の組織化推進による農村コミュニティの維持</b>	農村型地域運営組織(農村RMO)形成推進事業	農振	

<b>施策展開5</b> <b>安全安心で持続可能な農村の基盤づくり</b>	<b>■災害から暮らしを守る農村の強靱化</b>	農村地域防災減災事業	農地
		地すべり対策事業	農地
		地籍調査事業	農地
	<b>■住みやすい農村を支える農村基盤整備</b>	野生鳥獣被害総合対策事業	農技
		かんがい排水事業【再掲】	農地
		中山間総合整備事業	農地
		農道整備事業	農地

**【基本方向3：魅力あふれる信州の食【生産と消費を結ぶ信州の食の展開】】**

<b>施策展開6</b> <b>食の地産地消を始めとするエンカル消費の推進</b>	<b>■持続可能なくらしを支える地産地消・地消地産の推進</b>	食の地域内循環推進事業	マーケ
	<b>■有機農産物など環境にやさしい農産物等の消費拡大</b>	食の地域内循環推進事業【再掲】	マーケ
		環境にやさしい持続可能な農業定着・促進事業 有機農業推進事業【再掲】	農技

<b>施策展開7</b> <b>次代を担う世代への食の継承</b>	<b>■伝統野菜など地域ならではの食文化の継承</b>	信州伝統野菜継承・産地育成事業【再掲】	園畜
	<b>■農業者と関係機関の連携による食育・農育の推進</b>	食の地域内循環推進事業【再掲】	マーケ

※担当課 政策：農業政策課 マーケ：農産物マーケティング室 農技：農業技術課 園畜：園芸畜産課 農地：農地整備課 農振：農村振興課

## 次代の農業を支える担い手支援事業

農村振興課

予算額 1,330,708千円  
[前年度 1,421,411千円]

## 1 事業の目的

本県農業の持続的な発展を図るため、次代を担うリーダー育成、女性活躍及び新規就農を一層促進するとともに、多様な担い手の育成と人材活用の促進に向けた農業のイメージアップを図る取組、新規就農者の経営開始や親元就農者等の経営発展等への支援、雇用人材のマッチング等を実施する。

<成果目標> 新規就農者数(49歳以下):215人/年 中核的経営体数:10,700経営体(2027)

## 2 事業の概要

区分	事業内容	事業主体	補助率
<b>(1) 新規就農者支援事業</b>			
就農サポート	新規就農サポート事業 ・新規就農相談活動に対する支援等 ・就農コーディネーターによる相談活動	県担い手育成基金	1/2以内
	・里親農業者の登録、トライアル研修の実施 ・農業法人における雇用就農者への支援	県	—
	就農促進プロジェクト事業 ・地域の新規就農確保・育成の支援	県	—
	体験研修支援事業：研修生の受入れに対する支援	農業者団体	1/2以内
	<b>㊦農業の魅力発信強化事業</b> ・HP「デジタル農活信州」に農業で活躍する若手農業者等の写真や動画を活用した事例紹介及び就農支援策等のコンテンツを追加し、情報発信機能を強化	県	—
	農業の未来の担い手支援事業 ・高校での出前講座、農業法人見学会、インターンシップの実施	県	—
新規就農者育成総合対策	就農前の研修期間中の生活安定・就農後の経営確立に向けた支援等	県 (市町村)	定額他
農業大学校研修	新規就農及び農業技術力向上の支援 ・就農体験研修、里親前基礎研修、里親研修等実施	県	—
<b>(2) 農業リーダー育成事業</b>			
農業リーダー育成研修等	<b>㊦青年農業者及び農村女性活動の支援</b> 青年農業者等育成セミナーの実施 女性農業者の活躍に向けた研修会等の開催	県	—
信州農業エグゼクティブMBA研修	売上10億円を目指すエグゼクティブ経営体を育成する経営研修会の開催	県	—
<b>(3) NAGANO農業女子ステップアップ支援</b>	農業女子のマルシェ活動等企画・実践への支援	長野県農業再生協議会	定額
	農業女子のスキルアップ支援、移住・就農促進 女性が働きやすい環境整備への支援	県 ※国の直接採択事業で実施	—
<b>(4) 担い手育成総合支援</b>	農業経営者総合サポート事業 ・県農業経営・就農支援センター設置、専門家派遣等 ・経営継承、ブランディング力強化への支援	県	—
<b>(5) 農業トッパーナー応援</b>	農業労働力の安定確保・支援事業 ・働き方改革や外国人材等雇用人材の確保支援	県	—
	・農福連携に対する支援	県	—
<b>(6) 経営体育成支援</b>	農業経営体の農業機械等の導入に対する支援	市町村	3/10以内他
<b>(7) 農ある暮らし支援</b>	<b>㊦農ある暮らし応援事業</b> ・農ある暮らしの情報発信 ・相談対応、実践支援	県	—

### 3 事業のイメージ

就農希望者の習熟度に合わせたステップアップ方式	情報発信・相談 体験・研修・修学 準備・定着 経営安定 経営発展	<b>就農サポート事業</b>	<b>農ある暮らし応援事業</b>
		○農業の未来の担い手支援事業 ・農業の魅力発見セミナー、緑の学園研修、農業法人見学会、農業法人でのインターンシップの実施等 ○県・市町村・JA等の就農支援情報の一元的な発信「デジタル農活信州」 ○支援センターと市町村・JA等が連携した就農希望者の就農支援活動 ○新規就農トライアル研修（のべ10日間以内） <b>◎農業の魅力発信強化事業</b> ・「デジタル農活信州」の情報発信機能を強化し、魅力的な若手農業者等の事例を紹介、就農支援策等のコンテンツの追加等 ○農業法人で雇用される人材の育成・スキルアップ支援 ・農業法人社員向け研修 ・農業法人向け就農相談会 等	○農ある暮らしを伝える ・農ある暮らしセミナー・見学会 ○農ある暮らし実践支援 ・農ある暮らし農園開設支援 ・栽培セミナー、機械講習 ・農ある暮らしアドバイザーの派遣 ・ <b>◎地域サポーター活動支援</b> ・農ある暮らし入門研修
		<b>農業大学校(小諸) 研修事業</b>	<b>農業大学校(松代) (農業技術課)</b>
		○就農体験研修（1泊2日） ・未経験者等が対象の入り口的な体験研修 ○新規就農里親前基礎研修（原則1年間） ・学内を中心に技術等を学ぶ ○新規就農里親研修（原則2年間） ・学内及び里親農業者の下で技術等を学ぶ	○実践経営者コース（2年） ・就農後5年で販売額1,500万円以上を目指す ○農業経営コース（2年） ・体系的教育で技術等を学ぶ ○実科・研究科（各1年） ・試験場をフィールドに技術等を学ぶ
		<b>新規就農者育成総合対策</b>	
		○経営発展支援事業（補助率：国1/2以内、県1/4以内） ・支援額：補助対象事業費上限1000万円（経営開始資金受給者は上限500万円） 資金面の支援 ☞ 就農準備資金：150万円/年×最長2年間      ☞ 経営開始資金：150万円/年×最長3年間 ○農業教育高度化事業 ・経営感覚に優れた農業者を育成するため、研修用機械の導入による研修環境の改善等を実施	
		<b>農業制度資金利子補給等事業</b>	
		○各種制度資金への利子補給等により農業経営の安定化や発展を支援	
		<b>農業リーダー育成事業</b>	<b>NAGANO 農業女子 ステップアップ支援事業</b>
		○農業リーダー認定、青年農業者等育成セミナーの開催 ○女性農業者の活躍に向けた研修会の開催 <b>◎地域の女性農業者グループの活動推進</b> ○農村女性プランの推進強化	○農業女子の農業経営者への発展支援、女性の移住・就農の促進 ・農業女子によるマルシェ活動等の企画・実践など経営発展に向けた取組を支援 ・就農相談会等で女性の立場からの情報発信を通じて、移住や就農を後押し ・女性が働きやすい環境の整備
<b>担い手育成総合支援事業</b>			
○農業経営者総合サポート事業（新規就農・経営継承～大規模法人まで） ・県農業経営・就農支援センターによる専門家の派遣 ・農業農村支援センターによる伴走型サポートの実施 ・経営継承セミナーの開催、個別ブランディング等を学ぶ場の確保			
<b>農業トップランナー応援事業</b>	<b>経営体育成支援事業</b>		
○農業労働力の安定確保支援事業 ・特定技能外国人の受入拡大 ・雇用人材の安定確保と農業の働き方改革 ・高齢者・女性就労支援 ・農福連携の取組支援	○経営規模拡大等に向けた農業機械等の導入を支援 		
○信州農業エグゼクティブMBA研修 ・売上10億円を目指して経営展開を図る意欲ある農業者を対象にした研修会の開催 ※MBA：Master of Business Agriculture の略			

# くだもの王国づくり推進事業

園芸畜産課

予算額 505,790千円

[前年度 432,426千円]

## 1 事業の目的

果樹生産者の稼ぐ力の向上に向け、農業関係団体や市場関係者等が参画したプロジェクトチーム等により、産地課題に対応した支援を進めるとともに、県オリジナル品種への改植や気象災害への対策等による生産基盤の強化を図り、日本一の「くだもの王国づくり」を目指す。

<成果目標> 果実産出額の増加：870億円（2021年度）→908億円（2024年度）  
りんご高密度植栽培導入面積：603ha（2022年度）→635ha（2024年度）

## 2 事業の概要

区 分	事業内容	事業主体	補助率
信州果樹生産体制強化推進事業	(1) りんご高密度植栽培の推進 (2) なしの生産基盤強化対策 (3) ももの生産力・供給力強化 (4) 樹園地継承の推進 (5) 農作物盗難防止対策	県	—
⑧ ワンツークイーン生産拡大事業	(1) 「クイーンルージュ®」プロジェクトチームの設置 (2) 生産拡大+栽培管理+品質向上対策の実施 (3) 「クイーンルージュ®」情報発信・認知向上	県	—
地域に根ざしたワイン用ぶどう産地育成事業	(1) ワイン用ぶどう生産者の地域活動の発展支援 (2) NAGANO WINE 栽培情報プラットフォームを活用した産地間の情報交換の推進	県	—
⑧ 果樹産地基盤の強化	(1) ぶどう棚、冷蔵庫等の整備 (2) 防霜ファン、多目的防災網等の設置 (3) うまいくだもの推進事業による産地力強化	地域再生協・農業者が組織する団体等	1/2以内

## 3 事業のイメージ

**信州果樹生産体制強化推進事業**




りんご高密度植栽培導入への支援

⑧ 農作物盗難防止強化期間の実施

**果樹産地基盤の強化**



⑧ 県単事業による防霜ファン設置支援

**ワンツークイーン生産拡大事業**



トップセールスによる認知度向上やプロジェクトチームによる支援

**地域に根ざしたワイン用ぶどう産地育成事業**



地域で開催される栽培講習会等の取組を支援



県単事業等による多目的防災網の設置



国庫事業によるぶどう棚の設置

**園芸産地強化対策整備事業**

園芸畜産課

予算額 704,766千円  
[前年度1,803,546千円]

**1 事業の目的**

生産・流通コストの低減や高品質で付加価値の高い園芸産物の生産・供給体制の確立を図るとともに、契約取引を推進するため、集出荷貯蔵施設など産地管理施設の整備、農業用機械等の導入を支援する。

<成果目標> 生産量

(野菜) レタス R2:182,200t → R9:195,219 t、トマト R2:13,300t → R9:17,588 t  
(果樹) りんご R2:135,400t → R9:131,632 t

**2 事業の概要**

区 分	事 業 内 容	事業主体	補助率
(1) 整備事業	高付加価値化、生産流通コストの低減等の取組に必要な産地基幹施設の整備を支援  【対象事業】 ・低コスト耐候性ハウスの整備 ・農産物処理加工施設の整備 ・集出荷貯蔵施設の整備 等	農業協同組合 民間事業者 等	1/2以内
(2) 生産支援事業	地域の営農戦略として定めた「産地生産基盤パワーアップ計画」に基づき、意欲のある農業者等が高収益な作物・栽培体系への転換を図るため、農業機械・設備のリース導入、パイプハウスなどの生産資材の導入等を支援  【対象事業】 ・果樹栽培用設備の導入 ・野菜栽培用設備の導入 ・冷蔵庫、加温機のリース導入 等		

**3 事業のイメージ**

○整備事業



低コスト耐候性ハウス

○生産支援事業



果樹栽培設備(ぶどう棚)

# 畜産振興施設整備事業

園芸畜産課

予算額 142,806 千円

[前年度 159,425 千円]

## 1 事業の目的

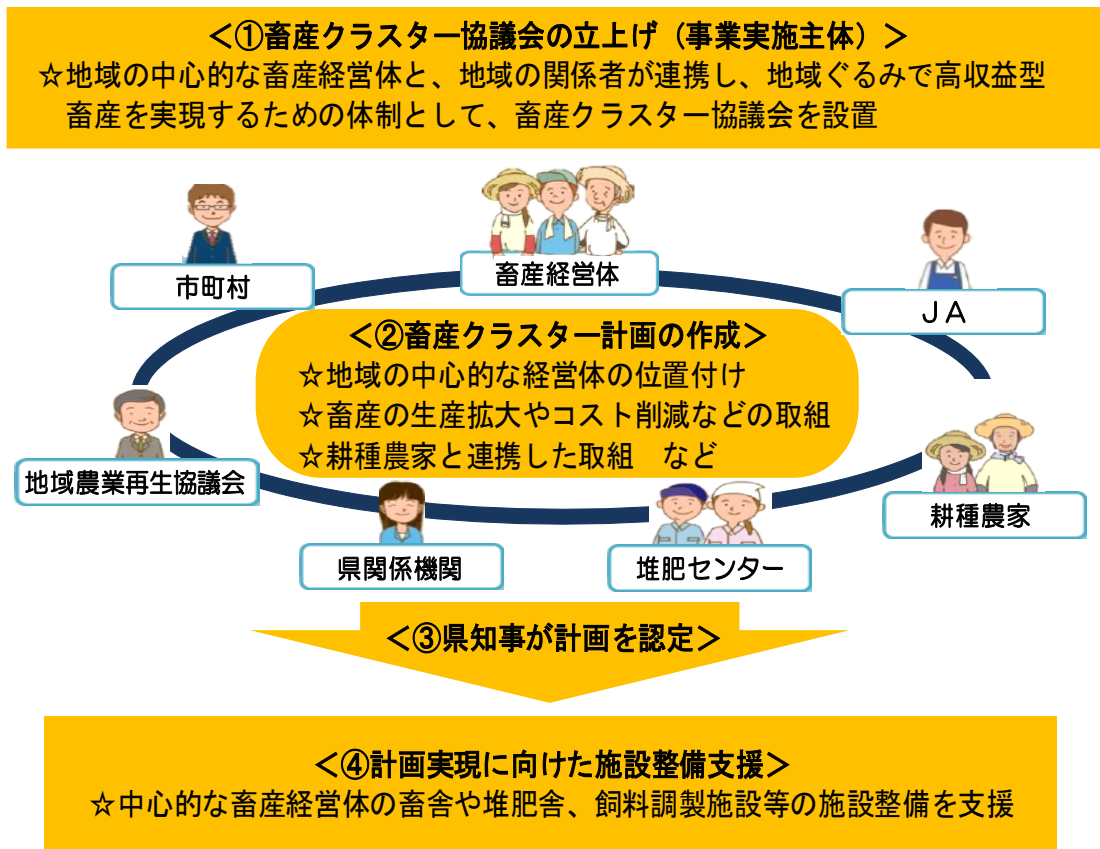
地域ぐるみで畜産の収益性の向上やコスト削減等を図るため、畜産クラスター関連事業などを活用し、中心的な畜産経営体の施設整備を支援する。

<成果目標> 畜産農家1戸当たり飼養頭数：59.0頭（乳用牛）（2024）

## 2 事業の概要

区 分	事 業 内 容	事業主体	補助率
(1) 畜産クラスター事業	・家畜飼養管理施設の整備	畜産クラスター協議会	1/2以内
(2) 畜産環境対策総合支援事業	・堆肥舎及び堆肥処理施設の整備	畜産クラスター協議会	1/2以内

## 3 事業のイメージ





## 家畜衛生対策事業

園芸畜産課

予算額 407,585 千円  
[前年度 278,961 千円]

## 1 事業の目的

家畜伝染病の発生予防や危機管理体制の強化、並びに畜産物の安全性の確保推進等により、安全な畜産物の安定供給を図る。

〈成果目標〉 豚熱及び高病原性鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病の発生ゼロ

## 2 事業の概要

区分	事業内容	事業主体
家畜伝染病予防事業	家畜伝染病予防法に基づき、高病原性鳥インフルエンザやヨーネ病等の家畜の伝染性疾患の発生予防及びまん延防止のため、疾病検査等を実施	県
家畜衛生対策事業	迅速な防疫措置を実施するための危機管理体制の強化、及び家畜の生産性・安全性向上のための慢性疾患等の調査を実施	県
豚熱対策事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>飼養豚等へのワクチン接種及び免疫付与状況等確認検査を実施</li> <li>野生いのししに対する豚熱及びアフリカ豚熱の浸潤状況確認検査を実施</li> </ul>	県
特定家畜伝染病緊急防疫対策事業	<p>⑧</p> 予め予算を確保し、特定家畜伝染病発生時に殺処分及び埋却等のまん延防止対策を迅速に実施	県
家畜保健衛生所運営事業	家畜保健衛生所の円滑な運営を実施	県

## 3 事業のイメージ

## 発生の予防

- 飼養衛生管理の強化及び管理基準の遵守徹底
- 豚熱ワクチンの接種
- 生産者への情報提供
- 研修会の開催
- 野生いのししへの経口ワクチンの散布



豚熱ワクチン接種

## 家畜伝染病の監視

- 家畜伝染病モニタリング検査（高病原性鳥インフルエンザ等6疾病）
- 異常通報時の病性鑑定
- 輸入家畜の検査
- 野生いのししの豚熱及びアフリカ豚熱の浸潤状況確認検査



モニタリング検査

## 危機管理体制の整備

- 防疫体制の強化（防疫演習の実施、動員者リストの作成等）
- 防疫対応に係る関係団体との連携協定の締結
- 連絡会議の開催等による情報共有



防疫演習（捕鳥方法指導）

# 環境にやさしい持続可能な農業定着・促進事業

農業技術課

予算額 222,275 千円  
[前年度 132,621 千円]

## 1 事業の目的

温室効果ガス削減につながる技術の実証・普及や、有機農業など環境にやさしい農業の地域ぐるみでの展開、実需者・消費者など関係者の理解醸成を推進し、農業生産活動に由来する環境負荷の低減を図り、ゼロカーボン及び持続可能な農業を実現する。

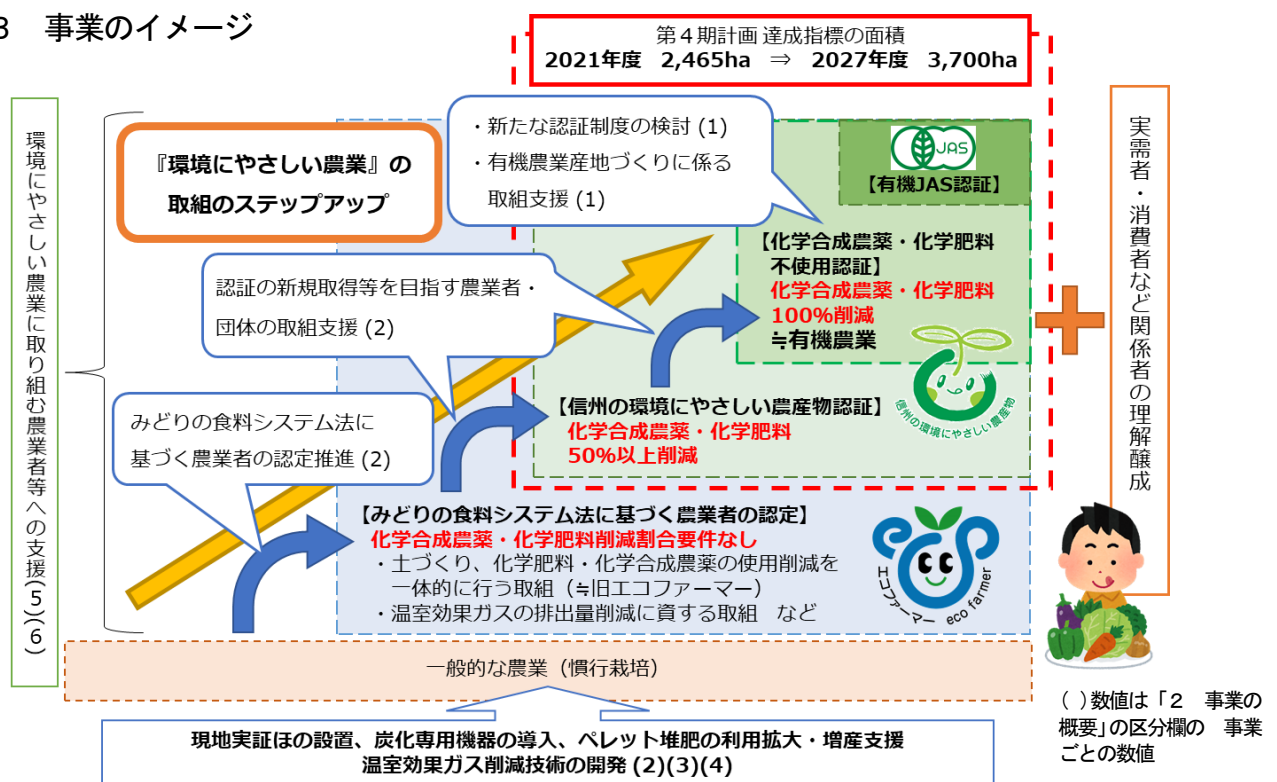
<成果目標>

- ・化学合成農薬・化学肥料を原則 50%以上削減した栽培や有機農業に取り組む面積  
2,465ha(2021) → 3,700ha (2027)
- ・オーガニックビレッジ宣言をした市町村数  
— (2021) → 10 市町村(2027)

## 2 事業の概要

区分	事業内容	事業主体	補助率
(1)有機農業推進事業	有機農業に係る新たな認証制度の検討、市町村が行う有機農業産地づくりに係る取組支援	県市町村協議会	定額 (一部 1/2)
(2)環境農業推進事業	「信州の環境にやさしい農産物認証制度」の新規取得等を目指す農業者等の取組支援、みどりの食料システム法に基づく農業者の認定推進	県市町村協議会	定額 (一部 1/2)
(3) 農業分野におけるゼロカーボン貢献技術開発・普及事業	水田中干し延長等の現地実証ほの設置及びJクレジット制度活用等の検討、果樹せん定枝等の炭化機器の導入やペレット堆肥の利用拡大支援	県JA団体等	定額 1/2
(4) 地球温暖化対応技術開発事業(緩和)	秋耕や中干しの実施が難しい地域でも実施可能な温室効果ガス削減技術の開発	県	—
(5) G A P 推進事業	マーケットニーズに応じた国際水準G A P (農業生産工程管理(Good Agricultural Practices)) 認証取得等を支援	県、団体教育機関	定額
(6) 環境保全型農業直接支払事業	地球温暖化防止や生物多様性保全の営農活動を行う農家等を支援	県市町村	国 1/2、県 1/4 市町村 1/4

## 3 事業のイメージ



## 農業農村整備補助・県単公共事業

農地整備課

## 1 予算額

## ○ 補助公共

R 6 当初予算 10,718,296千円

(国庫 5,986,431、その他 1,193,303、県債 2,835,000、一財 703,562)

[R 5 当初予算 10,786,780千円]

(国庫 6,042,732、その他 1,151,880、県債 2,848,000、一財 744,168)

## ○ 県単独公共

R 6 当初予算 290,370千円 (県債 183,000、一財 107,370)

(単位：千円)

区分	令和6年度	令和5年度	増減	対前年度比 (%)	増減理由
補助公共	10,718,296	10,786,780	△ 68,484	99.4	
生産基盤	5,481,116	4,542,149	938,967	120.7	県営かんがい排水・畑地帯総合整備 +616百万円 団体営土地改良事業 +416百万円 経営体育成基盤整備 △93百万円
農地防災	4,006,580	5,028,088	△ 1,021,508	79.7	地すべり対策 △141百万円 県営農村地域防災減災 △633百万円 団体営農村地域防災減災 △248百万円
農村整備	1,088,850	1,162,875	△ 74,025	93.6	県営中山間総合整備 △74百万円
農道	141,750	53,668	88,082	264.1	県営農道整備 +88百万円
県単独公共	290,370	290,370	0	100.0	
生産基盤	71,477	71,477	0	100.0	
農地防災	218,893	218,893	0	100.0	
計	11,008,666	11,077,150	△ 68,484	99.4	

## 2 補助公共の基本方針

『しあわせ信州創造プラン 3.0』、『第4期長野県食と農業農村振興計画』、『長野県農業農村整備計画』に基づき施策を推進する。

令和6年度予算では、災害に強い県土づくり（排水機場・農業用ため池の改修）及び稼ぐ農業を支える基盤整備（区画の拡大、用排水施設の長寿命化）に重点をおくとともに、国補正予算の前倒し分を考慮し、107.2億円（対前年度比99.4%）を計上

## 生産基盤

【かんがい排水事業、畑地帯総合土地改良事業、経営体育成基盤整備事業等】

- 農業用水を安定供給するための農業水利施設の長寿命化
- 収益性を高め、効率的な生産を支える農地の整備

## 農地防災

【農村地域防災減災事業（ため池、湛水防除等）、地すべり対策事業】

- 防災重点農業用ため池の耐震化や排水機場の更新など農村地域の安全安心を確保する防災減災対策

## 農村整備

【中山間総合整備事業、農道整備事業等】

- 持続的な営農を支える農道整備や中山間地域の農村整備

### 3 事業の概要（令和6年度に予定する主な事業）

#### （1）補助公共事業

予算額 10,718,296 千円（国庫 5,986,431、その他 1,193,303、県債 2,835,000、一財 703,562）

#### ① 生産基盤 5,481,116 千円（国庫 3,061,104、その他 735,376、県債 1,290,000、一財 394,636）

農業水利施設の補修・更新、水田・畑地の整備（36 地区）



収益性を高める畑地の総合整備

【南牧野辺山地区（南牧村）】

県営畑地帯総合土地改良事業】

畑地かんがい施設や排水路、農道などを一体的に整備し、高品質な野菜生産と効率的な営農による、収益性の高い農業経営を実現する。

- 事業計画：畑地かんがい施設 115ha
- 実施期間：R1～R9
- 受益面積：368ha
- 主要作物：高原野菜



生産コスト削減のための区画拡大等

【小野沢地区（朝日村） 経営体育成基盤整備事業】

区画の拡大と併せて、担い手へ農地集積を促進することで、生産コストの削減及び高収益作物（レタス）の導入を図り、農業競争力の強化を実現する。

- 事業計画：区画整理 21ha
- 実施期間：R1～R7
- 受益面積：21ha
- 主要作物：水稲、レタス
- 集積率：5.8% → 実施後 99.5%

#### ② 農地防災 4,006,580 千円（国庫 2,287,477、その他 271,227、県債 1,286,000、一財 161,876）

排水機場の更新、ため池の耐震化、地すべり対策（61 地区）※地区数はソフト事業込み



排水ポンプの更新・能力向上

（更新前のポンプ）

【千曲川沿岸東北地区（長野市）】

県営農村地域防災減災事業】

経年により機能低下のおそれがある排水機場のポンプ設備の更新及び浸水防止対策を行い、降雨時の農地、人家、公共施設への湛水被害を防止する。

- 事業計画：排水機場改修 2箇所
- 実施期間：R3～R8
- 想定被害：農地、人家、公共施設等



防災重点農業用ため池の豪雨・地震対策

【山田新池地区（上田市）】

県営農村地域防災減災事業】

塩田地域の営農に必要なため池において、地震時の安全性を確保するため、耐震化工事を実施する。

- 事業計画：ため池の老朽化対策・耐震化 1箇所
- 実施期間：H30～R6
- 想定被害：農地、人家、県道別所丸子線等

### ③ 農村整備・農道 1,230,600 千円

(国庫 637,850、その他 186,700、県債 259,000、一財 147,050)

中山間地域の総合整備、農道整備 (11 地区)



揚水機場の整備

改修前

改修後

#### 【いくさか地区(生坂村) 県営中山間総合整備事業】

農地の整備により、特産品である「ブドウ」の生産拡大を図るとともに、老朽化した農業用揚水機場や用排水路、農道等の整備を総合的に実施し、農村の活性化を図る。

- 事業計画：圃場整備 12ha、用排水路 8.5 km、揚水機場 1 箇所、農道 6.4km 活性化施設 1 箇所 ほか
- 実施期間：H27～R8 ● 受益面積：96ha
- 主要作物：水稲、ブドウ



農業集落道の整備

#### 【美<sup>うつくし</sup>の郷<sup>ま</sup>地区(上田市) 県営中山間総合整備事業】

老朽化した用排水路や未舗装の農道を整備するとともに、地域住民の生活道路であり観光にも利用される農業集落道の整備等を総合的に実施し、農業の持続化と農村の活性化を図る。

- 事業計画：用排水路 1.4km、農道 2.7km、農業集落道 1.8 km、農業集落防災安全施設 2 箇所 ほか
- 実施期間：H29～R6 ● 受益面積：97ha
- 主要作物：水稲

## (2) 県単独公共事業

予算額 290,370 千円 (県債 183,000、一財 107,370)

### ① 生産基盤 71,477 千円 (県債 4,000、一財 67,477)

土地改良区等が行う水路の補修・更新等を支援

### ② 農地防災 218,893 千円 (県債 179,000、一財 39,893)

人家や公共施設に被害を及ぼすおそれのある ため池、山腹水路等の緊急工事  
地すべり防止工事の緊急的な実施

#### 【生産基盤】



老朽化した水路の補修・更新

老朽化により漏水している水路を補修・更新し、営農に必要な用水を確保

#### 【農地防災】



地すべり発生箇所の緊急対策

地すべりが発生した箇所において、応急的な地すべり防止工事を実施

# 中山間地域魅力創出事業

農村振興課

予算額 2,310 千円  
[前年度 - 千円]

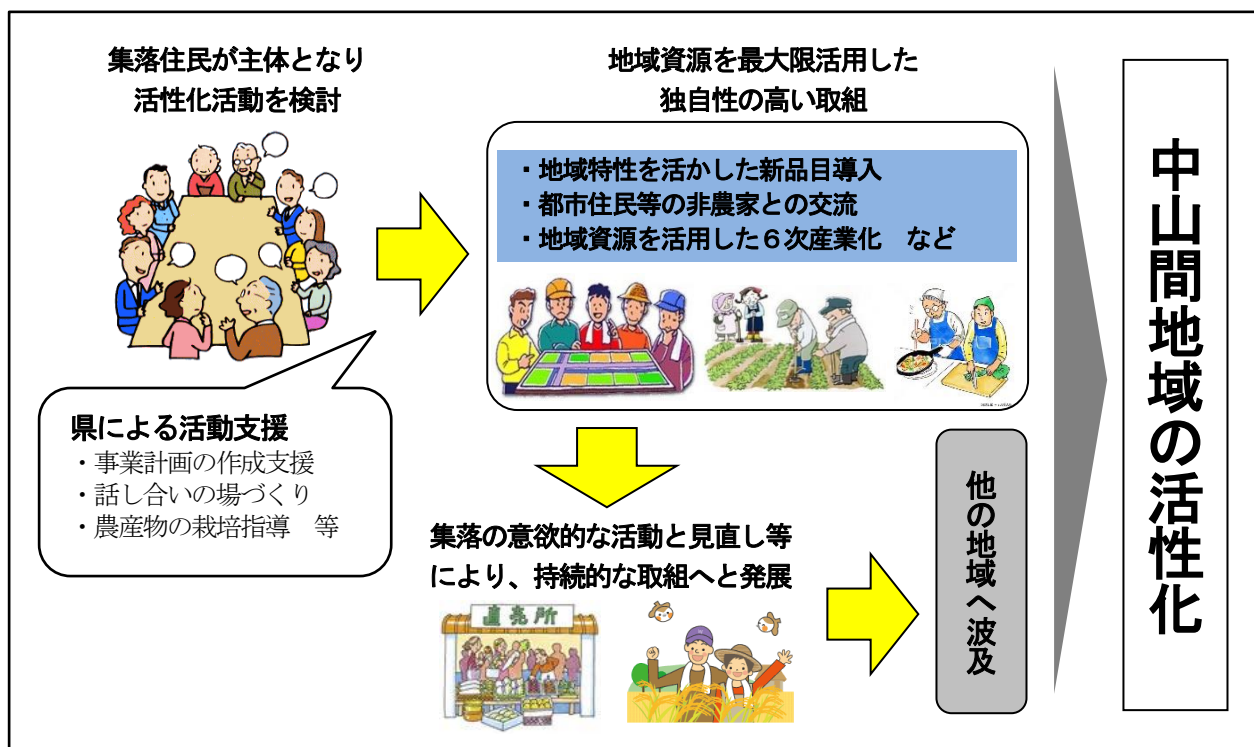
## 1 事業の目的

中山間地域は平坦地域に比べ、人口の流出による過疎化や高齢化の進行が顕著であり、農村コミュニティの活動が低下している。これらの地域の活性化を図るため、各地域の特性を活かした新たな品目の導入や、地域資源を最大限活用した独自性の高い取組を支援する。

## 2 事業の概要

事業内容	事業主体	補助率
<b>①中山間地域魅力創出支援</b> 集落住民が主体となって取り組む活性化活動を支援 <b>【事業対象活動】</b> ・地域特性を活かした新品目の導入 ・都市住民等の非農家との交流 ・地域資源を活用した6次産業化などの産地化等推進 等	集落営農組織、任意組織、農業者の組織する団体、NPO 法人等	定額
<b>②県推進事業</b> 集落の活性化に向けた事業計画の作成及び活動を支援	県	—

## 3 事業のイメージ



# 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

農村振興課

予算額 51,215 千円

[前年度 36,268 千円]

## 1 事業の目的

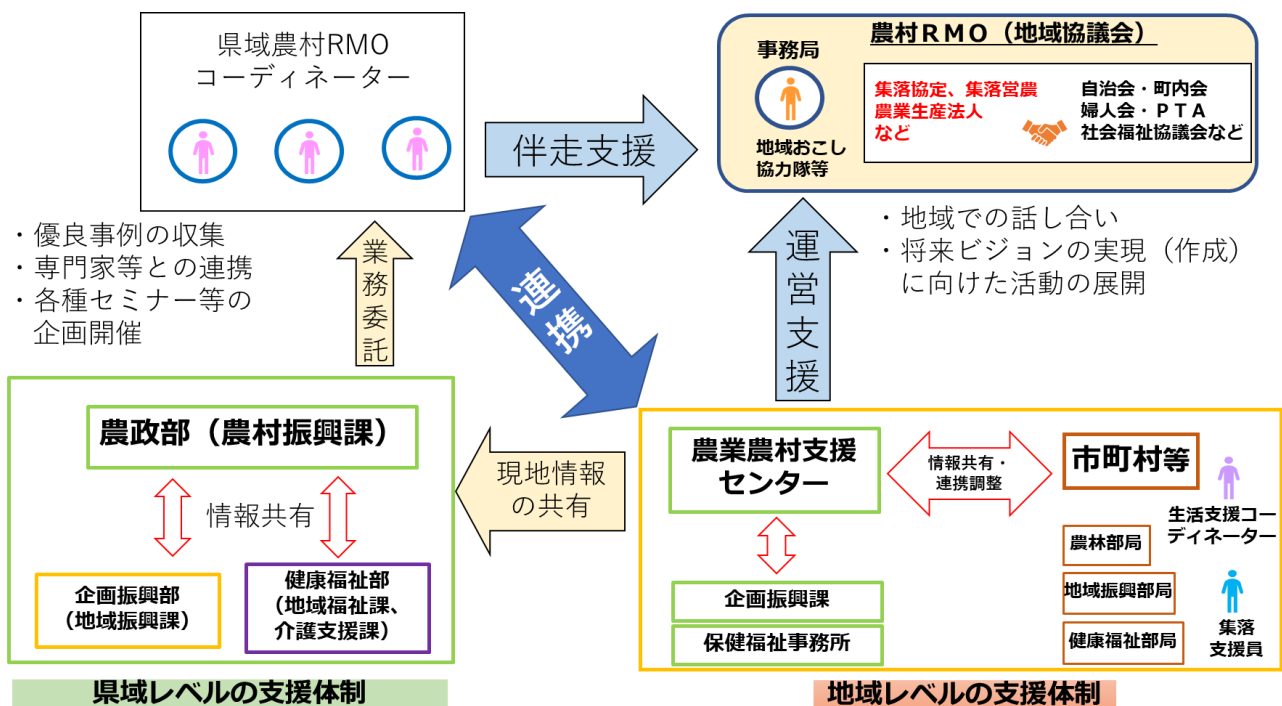
複数の集落、農業法人、自治会、社会福祉協議会等、多様な関係者が連携した農村型地域運営組織（農村RMO）の形成を推進し、中山間地域における農用地の保全、地域資源の活用、地域コミュニティ維持による集落機能の再編を図り、地域で支え合う村づくりを支援する。

<成果目標> 農村型地域運営組織 4 協議会（2024）

## 2 事業の概要

区分	事業内容	事業主体	補助率
(1) 農村型地域運営組織形成推進事業	農村RMOモデル形成支援 農村RMOが作成する将来ビジョンに基づく農用地保全、地域資源活用、生活支援にかかる調査、計画作成、実証事業等を支援	地域協議会	定額
(2) 農村型地域運営組織伴走支援事業	伴走支援の実施・伴走支援体制の構築 農村RMOへの巡回・伴走支援、県域段階の伴走支援体制の構築、全国の優良事例の収集、先進地域の視察研修会開催、県内取組事例の情報発信（業務委託により農村RMOコーディネーターを設置）	県 (中間支援組織)	定額

## 3 事業のイメージ



# 食の地域内循環推進事業

農産物マーケティング室

予算額 14,377千円

[前年度 14,062千円]

## 1 事業の目的

産農産物の地域内での利用促進と需要に応じた生産拡大を図るため、生産側と実需側の連携を進めるためのプラットフォームを設置するとともに、環境に配慮した農産物の消費者理解の促進、食を活用した魅力ある観光地域づくり、地域企業と連携した地産地消の取組など、県産農産物のエシカル消費の取組を推進する。

<成果目標>

- ・学校給食における県産食材の利用割合（金額ベース） 69.5%（2021） → 75%（2027）
- ・有機農業で生産された農産物を使用した給食を実施した学校の割合（一品以上）  
28%（2021） → 40%（2027）

## 2 事業の概要

区分	事業内容	事業主体	補助率
生産・加工・流通・消費を結ぶプラットフォームの設置と研修会の開催	ローカルフードプラットフォームの設置、研修会の開催	県	—
県産農産物のエシカル消費の拡大に向けた取組支援と情報発信	一部新 学校給食・社員食堂での有機農産物等、県産農産物の活用と食育活動の推進	県	—
	食品企業等と連携した新たな商品開発の推進	団体・民間企業等	10/10
	農産物直売所等の活性化に向けた取組の推進	県	—
	新 県民・消費者等への生産現場の理解醸成活動	県（団体等）	—
信州の食を活かした観光地域づくりの推進	信州の食をテーマとした観光・商工団体等の取組支援	県（団体等）	定額

## 3 事業のイメージ





# 「令和5年度農地等利用最適化推進施策に関する改善意見」への回答

長野県農政部

No.	テーマ	担当課	頁
1 担い手への農地の集積・集約化			
(1)	地域計画、目標地図素案の策定に係る支援の強化、地域計画の区域内の農地転用について	農村振興課	1
(2)	地域の実態に即した目標設定の実現	農村振興課	1
(3)	樹園地の経営継承への支援	園芸畜産課 農村振興課	2
2 遊休農地の発生防止・解消			
(1)	遊休農地対策の支援強化について	農村振興課 農地整備課	4
(2)	遊休農地に関する事務処理軽減への要請について	農業政策課 (農地調整)	5
(3)	未相続農地の解消と活用について	農村振興課	5
(4)	非農地判断への対応	農業政策課 (農地調整)	6
3 新規参入者の確保対策			
(1)	新規参入者の呼び込み	農村振興課	6
(2)	資材等の価格の高止まりに対応した就農支援の強化	農村振興課	7
(3)	50歳以上の者への就農支援	農村振興課	7
(4)	多様な担い手の確保に向けた支援の強化	農村振興課	7
4 営農型太陽光発電における諸問題への対処			
(1)	地域と調和した秩序ある営農型太陽光発電の推進	農業政策課 (農地調整) ゼロカーボン推進室	8
5 最適化活動を進める前提となる農業者の経営安定対策及び農業委員会見直しへの対応			
(1)	農業資材等の価格高騰対策	農業政策課 農産物マーケティング室 農業技術課 農村振興課	9
(2)	農業委員と農地利用最適化推進委員の併存配置の見直し	農業政策課 (団体・共済)	11

項目	1 担い手への農地の集積・集約化 (1) 地域計画、目標地図素案の策定に係る支援の強化、地域計画の区域内の農地転用について
改善意見	令和4年度に、地域振興局農業農村支援センターに支援チームを設置し、市町村を支援いただいているが、マンパワー不足などから、「地域計画」の策定に向けた話し合いなどの取組に地域差が生じていることから、地域の実情に応じた支援を、さらに強化されたい。
回答	○ 市町村に対しては、国庫事業「地域計画策定実践支援事業」の活用を促してきたところ。進捗が遅れが見える市町村に対しては個別に重点的に支援してまいる。 ○ 現地支援チームは引き続き市町村担当者等の相談に対応するとともに、地域の話合いの参加等により令和7年3月までに地域計画が策定されるよう支援してまいる。  【農村振興課】

項目	1 担い手への農地集積・集約化 (2) 地域の実態に即した目標設定の実現
改善意見	地域計画を真に実効性のあるものにしていくためには、目標設定が適切に行われる必要がある。 このため、令和6年に予定されている農業経営基盤強化促進法に基づく県基本方針の目標設定（担い手への農地の集積・集約化）に当たっては、地域の実情を十分に勘案し達成可能な目標を設定するとともに、市町村基本構想が地域の実態に合ったものとなるよう的確な支援・助言を行われたい。
回答	○ 基本方針の目標設定に当たっては、関係機関・団体からの御意見もいただき、地域の実情を十分に勘案しつつ目標を設定するとともに、市町村が策定する基本構想については、市町村の主体性を尊重し、地域の実態に合ったものとなるよう支援・助言を進めてまいる。  【農村振興課】

項目	<b>1 担い手への農地集積・集約化</b> <b>(3) 樹園地の経営継承への支援</b>																																																				
改善意見	<p>本県の果樹産地として生産力の維持・強化を図るため、樹園地の経営継承は大変重要な課題である。</p> <p>このため、中心的経営体及び新規参入を目指す者に対し経営継承が円滑に進むよう、新規就農者の育成・耕作放棄地の再生利用の取組など、県内外の優良事例を県内に横展開するための支援を行われたい。</p> <p>また、個人経営体による樹園地の経営継承が難しい地域においては、集落・組合等が受け皿となって継承を進めるためのノウハウが必要となるため、先進地の取組の情報提供や地域の取組への支援を行われたい。</p>																																																				
回答	<p><b>【樹園地の経営継承に関する支援策】</b></p> <p>○ 以下事業を有効に活用し、樹園地の経営継承に係る優良事例（※1）の横展開を図ってまいる。</p> <table border="1" data-bbox="296 779 1417 1944"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>対象経費</th> <th>補助率</th> <th>事業対象者</th> <th>要件等</th> <th>問合せ先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経営継承・発展等支援事業</td> <td>経営継承後の経営発展に必要な経費を支援</td> <td>国 1/2 市町村 1/2 上限 100 万円</td> <td>地域計画に位置付けられた経営体等の経営を継承した者</td> <td></td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>経営発展支援事業</td> <td>経営継承後の経営発展に必要な経費を支援</td> <td>国 1/2 県 1/4 上限 750 万円</td> <td>認定新規就農者（就農時 49 歳以下）</td> <td>1 件 50 万円以上の機械・施設</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>未来型果樹農業等推進条件整備事業</td> <td>小規模園地整備や省力樹形への改植等の実施により、新たな担い手の新規参入を支援</td> <td>国 1/2、定額</td> <td>新たな担い手の新規参入を支援する民間団体等</td> <td></td> <td>長野県果実協会</td> </tr> <tr> <td>信州農業生産力強化対策事業</td> <td>栽培管理できなくなった樹園地を、JA 出資法人等が一時的に借り入れ、改植等を行う場合に必要経費を支援</td> <td>県 1/2 以内 上限 250 万円</td> <td>・市町村 ・JA ・3 戸以上の農家組織 ・常雇用 3 名以上の農業法人</td> <td>①樹園地整備 雨除け 10a 以上 果樹棚 20a 以上 かん水 50a 以上 ②一時管理 10a 以上</td> <td>農業農村支援センター</td> </tr> <tr> <td>農地管理事業</td> <td>急なリタイアがあった樹園地を農地中間管理機構が最長 2 年間管理する</td> <td>定額等</td> <td>（農地中間管理機構）</td> <td></td> <td>農地中間管理機構</td> </tr> <tr> <td>県営中山間総合整備事業</td> <td>耕作維持が難しい農地や老朽化した水利施設等の生産基盤の整備を支援</td> <td>国 55%等</td> <td>都道府県、市町村、協議会</td> <td>・基盤整備面積 10ha 以上 ・5 法指定地域又は棚田指定地域で、傾斜 1/100 以上の面積が農用地の 50%以上</td> <td>地域振興局農地整備課</td> </tr> <tr> <td>農地耕作条件改善事業</td> <td>担い手への農地集積に向けて、地域の多様なニーズに応じた耕作条件の改善等を支援</td> <td>国 1/2、定額等</td> <td>都道府県、市町村、土地改良区等</td> <td>総事業費 200 万円以上 農業者 2 者以上</td> <td>地域振興局農地整備課</td> </tr> </tbody> </table>					事業名	対象経費	補助率	事業対象者	要件等	問合せ先	経営継承・発展等支援事業	経営継承後の経営発展に必要な経費を支援	国 1/2 市町村 1/2 上限 100 万円	地域計画に位置付けられた経営体等の経営を継承した者		市町村	経営発展支援事業	経営継承後の経営発展に必要な経費を支援	国 1/2 県 1/4 上限 750 万円	認定新規就農者（就農時 49 歳以下）	1 件 50 万円以上の機械・施設	市町村	未来型果樹農業等推進条件整備事業	小規模園地整備や省力樹形への改植等の実施により、新たな担い手の新規参入を支援	国 1/2、定額	新たな担い手の新規参入を支援する民間団体等		長野県果実協会	信州農業生産力強化対策事業	栽培管理できなくなった樹園地を、JA 出資法人等が一時的に借り入れ、改植等を行う場合に必要経費を支援	県 1/2 以内 上限 250 万円	・市町村 ・JA ・3 戸以上の農家組織 ・常雇用 3 名以上の農業法人	①樹園地整備 雨除け 10a 以上 果樹棚 20a 以上 かん水 50a 以上 ②一時管理 10a 以上	農業農村支援センター	農地管理事業	急なリタイアがあった樹園地を農地中間管理機構が最長 2 年間管理する	定額等	（農地中間管理機構）		農地中間管理機構	県営中山間総合整備事業	耕作維持が難しい農地や老朽化した水利施設等の生産基盤の整備を支援	国 55%等	都道府県、市町村、協議会	・基盤整備面積 10ha 以上 ・5 法指定地域又は棚田指定地域で、傾斜 1/100 以上の面積が農用地の 50%以上	地域振興局農地整備課	農地耕作条件改善事業	担い手への農地集積に向けて、地域の多様なニーズに応じた耕作条件の改善等を支援	国 1/2、定額等	都道府県、市町村、土地改良区等	総事業費 200 万円以上 農業者 2 者以上	地域振興局農地整備課
事業名	対象経費	補助率	事業対象者	要件等	問合せ先																																																
経営継承・発展等支援事業	経営継承後の経営発展に必要な経費を支援	国 1/2 市町村 1/2 上限 100 万円	地域計画に位置付けられた経営体等の経営を継承した者		市町村																																																
経営発展支援事業	経営継承後の経営発展に必要な経費を支援	国 1/2 県 1/4 上限 750 万円	認定新規就農者（就農時 49 歳以下）	1 件 50 万円以上の機械・施設	市町村																																																
未来型果樹農業等推進条件整備事業	小規模園地整備や省力樹形への改植等の実施により、新たな担い手の新規参入を支援	国 1/2、定額	新たな担い手の新規参入を支援する民間団体等		長野県果実協会																																																
信州農業生産力強化対策事業	栽培管理できなくなった樹園地を、JA 出資法人等が一時的に借り入れ、改植等を行う場合に必要経費を支援	県 1/2 以内 上限 250 万円	・市町村 ・JA ・3 戸以上の農家組織 ・常雇用 3 名以上の農業法人	①樹園地整備 雨除け 10a 以上 果樹棚 20a 以上 かん水 50a 以上 ②一時管理 10a 以上	農業農村支援センター																																																
農地管理事業	急なリタイアがあった樹園地を農地中間管理機構が最長 2 年間管理する	定額等	（農地中間管理機構）		農地中間管理機構																																																
県営中山間総合整備事業	耕作維持が難しい農地や老朽化した水利施設等の生産基盤の整備を支援	国 55%等	都道府県、市町村、協議会	・基盤整備面積 10ha 以上 ・5 法指定地域又は棚田指定地域で、傾斜 1/100 以上の面積が農用地の 50%以上	地域振興局農地整備課																																																
農地耕作条件改善事業	担い手への農地集積に向けて、地域の多様なニーズに応じた耕作条件の改善等を支援	国 1/2、定額等	都道府県、市町村、土地改良区等	総事業費 200 万円以上 農業者 2 者以上	地域振興局農地整備課																																																

次ページへ

<p>回答</p>	<p>(※1) J Aが樹園地を一時的に借入して改植し、成園の段階で継承者に引き継ぐ「リース農場方式」や、離農する生産者の樹園地をJ A出資法人等が借受け、就農希望研修生が将来その樹園地を引き継ぐ「リリース農場方式」</p> <p><b>【優良事例の情報提供】</b></p> <p>○ 令和5年度はラジオや各種広報誌により、J A出資法人等による樹園地継承の取組について、上田市、松本市、安曇野市、生坂村の先行事例を紹介した。</p> <p>(公財)中央果実協会の「令和5年度果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰」にて、松川町が中央果実協会理事長賞を受賞したため、令和6年度は、さらに事例を収集し、情報提供を強化してまいる。</p> <p style="text-align: right;"><b>【園芸畜産課】【農村振興課】</b></p>
-----------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

項目	<b>2 遊休農地の発生防止・解消</b> <b>(1) 遊休農地対策の支援強化について</b>
改善意見	<p>遊休農地再生活用を図るため、小規模な遊休農地を、簡易に再生できる事業を創設するとともに、基盤整備、受け皿組織の育成、新規作物導入への技術支援等の体制づくりや、他産業と連携した生産物の高付加価値化、販路の確保等の総合的な支援を強化されたい。</p> <p>また、遊休農地等を再生し、担い手への農地の集積・集約化を進めるために有効な、農地中間管理機構関連農地整備事業については、事業要望が多く、現地の要望に答えられない状況となっていることから、早期に事業が実施できるよう、必要な予算の確保を国に求められたい。</p>
回答	<p><b>[遊休農地対策の総合的な支援]</b></p> <p>○ 小規模な遊休農地を含む遊休荒廃地対策への財政支援については、令和5年度から中間管理機構を事業実施主体とする「遊休農地解消緊急対策事業」(国庫事業)を予算化しており有効に活用されたい。加えて、遊休農地対策の総合的な支援については、関係課室で連携して取り組んでまいる。</p> <p style="text-align: right;"><b>【農村振興課】</b></p> <p><b>[農地中間管理機構関連農地整備事業の予算確保]</b></p> <p>○ 地元負担を軽減しながら担い手への農地集積・集約化を進める農地整備事業は、全国的に要望が増加しており、当初予算や補正予算を活用しても地域の要望額の確保が困難な状況。本県においても農地中間管理機構関連農地整備事業の令和6年度当初予算は要望額を確保できていないため、引き続き国へ予算確保を要望してまいる。</p> <p>○ なお、担い手への農地集積・集約化を進めるためには、農地中間管理機構関連農地整備事業のほかにも、農業競争力強化農地整備事業の活用が有効であり、農地集積・集約化の率に応じ地元負担の軽減も図られることから、本事業予算についても国へ予算確保を要望してまいる。</p> <p style="text-align: right;"><b>【農地整備課】</b></p>

項目	<b>2 遊休農地の発生防止・解消</b> <b>(2) 遊休農地に関する事務処理軽減への要請について</b>
改善意見	<p>農林水産省令に基づき、令和3年度から、毎年全ての遊休農地の耕作者等に対し利用意向調査を実施し、国に遊休農地の発生・解消状況に係る詳細な報告等を行っているが、農業委員会事務局のマンパワー不足を踏まえ、調査項目などの見直しなど、負担軽減を国へ要請されたい。</p>
回答	<p>○ 遊休農地に関する措置の状況に関する調査については、令和3年度に従来から実施していた「遊休農地調査」と「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」が統合されたところ。</p> <p>○ 統合の趣旨は、①調査の効率化、②地域の状況に応じた遊休農地の解消の目標設定、③荒廃農地の発生防止・解消に必要な有効かつ持続的な荒廃農地対策の検討、④荒廃農地の詳細な発生要因分析 等に資するためとしていることから、調査内容が複雑化したことについては、調査の趣旨を御理解いただきたい。</p> <p>○ 一方、調査に労力を要していることは認識しているところであり、国から調査に関する照会があった際には調査項目の削減の意見を提出してきたところ。今後も機会をとらえて、負担軽減を国に要請してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【農業政策課】</p>

項目	<b>2 遊休農地の発生防止・解消</b> <b>(3) 未相続農地の解消と活用について</b>
改善意見	<p>相続に伴う未相続農地の増加が懸念されることから、農地の相続人が速やかに相続登記を行うよう全国規模の広報活動を行うとともに、自ら耕作を行わず、農地中間管理機構への貸付意思も表明しない所有者に対して、未相続農地等の活用を促す実効性のある対策を講じるよう国に要請されたい。</p>
回答	<p>○ 未相続農地を含む所有者不明農地については、平成30年の基盤強化法等の改正により農業委員会の所有者探索を経て、農地中間管理機構が借受け、活用を促進することができるようになった。</p> <p>○ また、国は実効性を高めるため、探索期間を6か月から2か月に短縮するなど、令和5年4月に基盤強化法及び関連法を改正したところであるため、当面は現行制度における課題整理に努めていただき、必要に応じ国への要請を検討することとしたい。</p> <p>○ なお、県としては引き続き「地域計画」の策定及び実行を支援し、農地の有効活用に組んでまいります。</p> <p style="text-align: right;">【農業政策課、農村振興課】</p>

項目	<b>2 遊休農地の発生防止・解消</b> <b>(4) 非農地判断への対応</b>
改善意見	農業委員会は利用状況調査で再生利用が困難と判断した遊休農地について、直ちに非農地判断を行うこととされているが、調査が複雑化し業務量が増加する中で限られた人員での対応となるため、地域の実情や農業委員会の状況を踏まえた現実的な対応が行えるよう、国に働きかけられたい。
回答	○ 「非農地判断の徹底について」（令和3年4月1日農林水産省経営局農地政策課長通知）が発せられ、農地台帳の正確な記録の確保等の観点から非農地判断の迅速化が求められているところ。 ○ 調査内容について改善点等あれば、具体的な御提案をいただき、現場の声として国へ伝えてまいる。  <b>【農業政策課】</b>

項目	<b>3 新規参入者の確保対策について</b> <b>(1) 新規参入者の呼び込み</b>
改善意見	「地域計画」の実現に向け、新規参入希望者に対する定住・就農に対する情報発信を強化するとともに、オンライン相談の拡充、農業経営継承の事例集の作成・配布等を行われたい。
回答	○ 県では、対面方式に加えオンライン方式による相談会のほか、就農情報ポータルサイト「デジタル農活信州」を運営し、市町村やJAなど最新の地域情報を発信しつつ、農大研修部での基礎研修や体験研修、高校生・大学生のインターンシップ支援などにより、担い手の確保を進めるとともに、新たに就農までの過程を記載した中高生向けの就農ガイドブックの作成により職業としての農業の魅力発信を進めていく。 ○ さらに、親元就農等の新規就農者に係る支援策として、デジタル農活信州における活躍する若手農業者等の事例紹介や就農支援策等の情報発信機能を強化するとともに、経営移譲等に関する支援を進めてまいる。  <b>【農村振興課】</b>

項目	<b>3 新規参入者の確保対策について</b> <b>(2) 資材等の価格の高止まりに対応した就農支援の強化</b>
改善意見	営農開始に必要な資材・機械等の価格が高止まりしており、就農希望者が営農計画を立てられない状況となっていることから、経営開始のための初度的経費への支援を強化されたい。
回答	○ 経営開始時の初期経費等への助成については、国庫事業を中心にその活用による支援を進めているところ。さらに、令和4年度以降、経営発展支援事業として国庫及び県費の上乗せにより、機械導入等に対する支援を強化しているところ。  【農村振興課】

項目	<b>3 新規参入者の確保対策について</b> <b>(3) 50歳以上の者への就農支援</b>
改善意見	担い手確保の支援事業については、現在、国の49歳以下を対象とした「新規就農者育成総合対策」の資金が措置されているが、50歳以上の者に対する支援がないことから、地域農業を担う担い手を一人でも多く確保するため、支援の拡充を図られたい。
回答	○ 50歳以上も認定農業者や認定新規就農者として市町村等の認定を受けることで、有利な融資制度や国庫補助事業の対象となるため、引続き営農計画の作成などを支援するとともに、農業農村支援センターによる伴走支援により早期の経営安定化が図れるようサポートしていく。 また、「新規就農者育成総合対策」については、年齢要件の緩和等を国に要望している。  【農村振興課】

項目	<b>3 新規参入者の確保対策について</b> <b>(4) 多様な担い手の確保に向けた支援の強化</b>
改善意見	過疎化等により、特に人材が不足している中山間地域における多様な担い手を確保するため、定年退職者の就農や企業等の農業参入支援、就農・参入後のフォローアップなど参入側・受入側双方への総合的な支援を強化されたい。



回答	<p>○ 定年退職者等に対しては各地における農業講座の開催等により、定年帰農を支援してまいる。</p> <p>○ 企業等の農業参入は、受入を希望する市町村と参入を希望する企業の双方の意向を確認しながらマッチングを支援していく。</p> <p style="text-align: right;">【農村振興課】</p>
項目	<p><b>4 営農型太陽光発電における諸問題への対処</b></p> <p><b>(1) 地域と調和した秩序ある営農型太陽光発電の推進</b></p>
改善意見	<p>「営農型太陽光発電施設の下部で栽培される作物については、収穫に至らずに作物転換されるなど、適切な営農の継続が確保されない不適切な事案が見受けられる。</p> <p>このため、本年4月に施行予定の国の「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いガイドライン」に基づき、県内における不適切事案の発生防止を図るとともに、万が一事案が発生した場合には、厳格かつ迅速な対応を行われたい。</p> <p>また、営農型太陽光発電の推進と景観保全との調和を図るため、本年4月から施行される「長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例」の的確な運用を図られたい。</p>
回答	<p><b>[営農型太陽光発電の不適切事案の発生防止と発生時の対応]</b></p> <p>○ 本年4月に施行予定のガイドラインにおいては、申請者に対する指導等が定められた。営農に支障のある案件の毎年度の現地調査、必要な改善措置の指導、改善措置が取られない場合の発電設備撤去の指導、農地法関係事務処理要領に定められた勧告等の検討などの記載がされる方向である。</p> <p>○ 新ガイドラインの趣旨等も踏まえ、不適切事案の発生防止及び発生した際の対応を行ってまいる。</p> <p style="text-align: right;">【農業政策課】</p> <p><b>[太陽光条例の的確な運用]</b></p> <p>○ 令和6年4月施行の本条例では、事業者による事業構想の段階から景観保全策の検討を義務付けるとともに、住民意見の反映機会を確保する仕組みを導入。</p> <p>○ 景観をはじめとした地域環境の保全を確保するため、関係部局との連携を図りながら景観法・景観条例とともに本条例の適正な運用を行い、地域に裨益する適正な営農型太陽光発電事業、ひいては2050ゼロカーボンの実現に向けて再生可能エネルギーの普及拡大につなげてまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">【環境部ゼロカーボン推進室】</p>

項目	<p>5 最適化活動を進める前提となる農業者の経営安定対策及び農業委員会見直しへの対応</p> <p>(1) 農業資材等の価格高騰対策</p>
改善意見	<p>飼料・肥料、燃油など様々な農業資材の価格の高騰・高止まり、電気代の値上がり等により、農業経営に深刻な影響が生じている。</p> <p>このため、現行の支援対策に加え、価格上昇に的確に対応した継続的な農家支援対策を措置するとともに、備蓄や安定的な輸入の確保など、長期的な視点に立った恒久的な農業資材等の価格安定対策を講ずるよう、国に要請されたい。</p> <p>また、コストの上昇分が的確に農産物価格に転嫁するための環境づくりを行われたい。さらに、生産性の向上や大幅な省力化につながるスマート農業の導入の加速化を図るとともに、農業機械、資材の価格高騰に対応するため農作業機械等のレンタル制度・共同所有への支援を拡大されたい。</p>
回答	<p><b>[継続的な農家支援対策]</b></p> <p>○ 県では、「長野県価格高騰緊急対策」において、単なる価格高騰分に対する補填だけではなく、今後の経営安定につながるような仕組みも組み合わせて、継続的な対策を実施しているところであり、国に対しても継続的な支援対策を実施するよう要望したところ。</p> <p>○ 今後も農業資材等の価格の高止まりの状況が続くと見込まれることから、引き続き、各農業農村支援センターに設置した相談窓口による相談対応を通じ、農業経営への影響を的確に把握しながら、営農継続に必要な経営指導やアドバイスを実施するとともに、自給飼料の増産や化学肥料等の使用量を削減する取組などを促進することで、過度に輸入に依存せず、持続可能な農業経営への転換を進めてまいり。</p> <p style="text-align: right;"><b>【農業政策課】</b></p> <p><b>[恒久的な農業資材等の価格安定対策]</b></p> <p>○ 肥料については、原料の備蓄や調達先国の多様化など安定供給の確保に向け、国が経済安全保障推進法に基づき、「特定重要物資」に肥料原料を指定し、備蓄や確保に取り組む民間企業を支援してきたことにより、価格は改善の兆しが見られているところ。</p> <p>○ 引き続き価格動向を注視し、国に対し農業経営への影響を十分に緩和する対策を継続するとともに、価格の安定化に向けた仕組みの構築や安定的に調達できる体制づくりなど必要な対策を要請してまいり。</p> <p style="text-align: right;"><b>【農業政策課、農業技術課】</b></p> <p style="text-align: right;">次ページへ</p>

回答	<p><b>[的確な価格転嫁のための環境づくり]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農産物の大半が市場流通の中で価格決定されている状況において、生産コスト上昇分の価格転嫁は全国的な課題であり、国において、食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案が令和6年2月27日に国会へ提出され、合理的な価格形成を行うための仕組みを検討しているところ。</li> <li>○ 県では、国に対して、適切な価格転嫁や再生産確保のための施策が構築されるよう、生産現場の切実な声を伝えながら要望したところ。</li> <li>○ また、県としても、おいしい信州ふーどの広報媒体等を通じて、生産現場の実情や県産農畜産物の価値をしっかりと伝えるとともに、生産者、流通・小売事業者、消費者による懇話会を開催したところ。 令和6年度は、農業団体や卸売業者等と連携して県民や子供たちの現場体験ツアーとツアーの動画配信などの取組により、県民・消費者の価格転嫁への理解醸成を進めていまいる。</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>【農産物マーケティング室】</b></p> <p><b>[スマート農業の導入の加速化]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ これまで信州農業生産力強化対策事業（県単）、農地利用効率化等支援交付金（国庫）等を活用し、生産者のスマート農業機器の導入を支援。県単事業についてはR5年度に補助対象機器を拡充したことにより導入件数が大幅に増加。R6年度も現地の要望を踏まえ、補助対象機器の更なる拡充を行ったところ。</li> <li>○ また、スマート農業機械の操作技術の向上等を目的とした「スマート農業先端機械操作体験研修」の実施（R4～）や、スマート農業に関する専門家を派遣し、高度な課題に対して指導助言する「スマート農業アドバイザー制度」（R5～）により、現地支援体制の強化を図るとともに、区画拡大や用水路の地中化、畦畔法面を緩傾斜にする等の整備とスマート農業機械の導入を一体的に進め、スマート農業技術の現地実装を加速化してまいる。</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>【農業技術課】</b></p> <p><b>[農作業機械等のレンタル制度等への支援]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農業機械の購入やリースに対して、各種補助事業や制度資金等により負担軽減策を講じてきたところ。</li> <li>○ 一般的に、作物ごとに農作業の時期がほぼ同時期となり、農業機械の使用時期も農家間で重なることや、広範なエリアでは農業機械の輸送コストが大きい等の課題があり、現状としては農業機械を複数の農家で安価に利用できるレンタル制度などの仕組みはほとんどないのが実情。</li> <li>○ 一方で、一部の大手農業機械メーカーなどではシェアリングサービスが開始されており、このような事例の周知も含めて、農業機械の価格高騰対策として支援を検討してまいる。</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>【農村振興課】</b></p>
----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

項目	<p>5 最適化活動を進める前提となる農業者の経営安定対策及び農業委員会見直しへの対応</p> <p>(2) 農業委員と農地利用最適化推進委員の併存配置の見直し</p>
改善意見	<p>多くの農業委員会で、農業委員と農地利用最適化推進委員がほぼ同様の業務を行っている実情を踏まえ、最適化活動をより効果的かつ機動的に推進するため、農業委員と農地利用最適化推進委員の併存配置の在り方を見直し、農業委員に1本化するよう、国に働きかけられたい</p>
回答	<p>○ 平成28年の法改正により、農業委員会の会議を機動的に開催できるよう農業委員の定数を半分程度に減らし、新たに地域の最適化活動を行う推進委員の設置が義務付けられたところ。</p> <p>○ 農業委員は、市町村の農地全体について責任を負い、会議の場で発言し、議決権を行使するのに対し、推進委員は担当地区における農地の最適化活動を行うこととされているが、実態としては農業委員・推進委員が二人三脚で各種活動に取り組まれていると承知している。</p> <p>○ 農業委員会の主たる使命である「最適化活動の推進」や、地域計画における目標地区の素案の作成など、農業委員・推進委員の役割が益々重要視される中、日頃の活動に支障や混乱が生じないよう、現地の実態を国へ伝えてまいり。</p> <p style="text-align: right;">【農業政策課】</p>

(3) 「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」の制定及び「長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例」の施行について

令和6年4月15日  
(一社)長野県農業会議

I 「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」の制定について

**【廃止】**

「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」

(平成30年5月15日30農振第78号)

**【R6.4.1 施行】**

「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」の制定について

(令和6年3月25日5農振第2825号)

<重要な変更点>

- ① 通達で行っていた手続き等が「農地法施行規則」に規定された
- ② 一時転用許可申請1件ごとに、地域計画の協議の場で合意が必要になった
- ③ 初回許可時に遊休農地でも、更新時には地域慣行収量の8割要件が適用される
- ④ 「農地法第32条1項2号の遊休農地」(その農業上の利用の程度が周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地)を許可期間「10年以内」の区分から除外
- ⑤ 最初に一時転用許可を受けた際、許可を受ける前に荒廃農地であって「許可期間10年以内」が適用された場合であっても、再許可時には「荒廃農地であったことによる許可期間10年以内」を適用しない。
- ⑥ 栽培する作物を変更する場合には「事業計画の変更」の承認手続きが必要となる
- ⑦ 提出書類の様式例の大幅な見直し、追加

1 パネル下部の農地面積は、当該設備の存在する区画全体の面積であることを明記

【別紙様式例第1号—1(記載要領)】

↑ 区画全体の面積の定義については国に確認中

2 農地転用許可権者が、一時転用許可を行う場合に

「地域計画」の区域内において営農型太陽光発電事業を行う場合、当該地域計画に係る協議の場において、農地の利用の集積その他の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないとして、営農型太陽光発電の実施について合意を得た土地の区域内において行うものであること。に該当することを確認することを義務付け。(許可の要件)

地地域計画の区域内の営農型太陽光発電に係る一時転用申請の許可に当たっては、市町村が、その都度、地域計画に係る協議の場を開催し、合意の可否を決定することを義務付け。

この際、農業委員会は、地域計画の区域内で営農型太陽光発電に係る事業の実施について相談を受けている場合は、協議の場において、当該事業に関する情報及び農地法第4条第6項第4号及び第5号の適合性に係る見解を情報提供することとされた。

【2-(2)のク】

- 3 一時転用許可の期間満了後における再許可に当たっては、「初許可において、遊休農地に該当するとして2の(2)のウの a の要件(同じ年の地域の平均的な単収と比較して2割以上減少しないこと)を適用しなかった場合においても、再許可時には遊休農地でなくなっていることから、当該要件が適用されることを新たに規定。

遊休農地であっても、再許可時には「同じ年の地域の平均的な単収と比較して2割以上減少しないこと」が適用される。

#### 【5】

- 4 一時転用許可期間を定めた「別表」の遊休農地に係る記載について、「農地法第32条1項2号の遊休農地」を削除するとともに、「ア 既に一時転用許可を受けている場合において、当該許可のうち最初のものを受ける前に荒廃農地であったもの」(許可期間10年間)を削除

- ① 別表の区分から「農地法第32条1項2号の遊休農地」(その農業上の利用の程度が周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地)を除外
- ② また、最初に一時転用許可を受けた際、許可を受ける前に荒廃農地であって「許可期間10年以内」が適用された場合であっても、再許可時には「荒廃農地であったことによる許可期間10年以内」を適用しない。

#### 【2-(2)のA 別表】

- 5 新たな提出書類の様式例の主な修正、追加点

- 別紙様式例第1号 (旧 様式例1号を大幅に修正) (営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農計画書)  
「下部の農地の栽植密度、生長の指標」、「下部の農地における単収見込み等に (イ) 申請に係る市町村において栽培されていない又は生産に時間を要する農作物を栽培する場合」「下部農地における収支の見込み」を追加
- 別紙様式例第2号 新規 (旧 様式例1号から分離)  
(営農型太陽光発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込み)
- 別紙様式例第3号 新規 (下部の農地において栽培する農作物について必要な知見を有する者の意見書)
- 別紙様式例第4号 新規 (申請に係る市町村で栽培されていない農作物又は生育に時間を要する作物を栽培する場合における栽培理由書)
- 別紙様式例第5号 新規 (営農型太陽光発電設備の撤去費用を負担することの誓約書)
- 別紙様式例第6号 新規 (下部農地の栽培実績及び収支報告書の提出に係る誓約書)
- 別紙様式例第7号 (旧 様式例2号の文言を修正) (営農型太陽光発電設備の改築に係る報告)
- 別紙様式例第8号 (旧 様式例3号の文言を修正) (営農型太陽光発電による発電事業の廃止に係る報告)
- 別紙様式例第9号 新規 (営農型太陽光発電の承継に係る報告)
- 別紙様式例第10号 (旧 様式例4号の文言を修正、「(2) 農作物の栽培が行われていない場合」を追加) (栽培実績書)
- 別紙様式例第11号 新規 (収支報告書)
- 別紙様式例第12号 新規 (農地法における違反案件についての情報提供)
- 別紙様式例第13号 新規 (営農型太陽光発電に係る違反状況取りまとめ表)
- 別紙様式例第14号 (旧 様式例5号を修正、項目の追加) (営農型太陽光発電の設置に関する情報)

## II 「長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例」について

長野県環境政策課ゼロカーボン推進室作成資料を一部加筆

### 1 目的

太陽光発電事業の実施が持続可能な脱炭素社会を実現する上で重要であることに鑑み、太陽光発電施設の設置等に関し、事業者及び県の責務を明らかにするとともに、適正な太陽光発電施設の設置に関する事項を定めることにより、景観、自然環境その他の地域環境の保全及び県民の安全を確保し、もって地域と調和した太陽光発電事業の推進を図ることを目的とする。

### 2 責務及び連携 対象者

	対象者	責務又は連携の内容
責務	事業者	太陽光発電施設が景観、自然環境その他の地域環境に調和するよう必要な措置を講ずるよう努めるとともに、地域住民との良好な関係を構築するよう努める。
	県	地域と調和した太陽光発電事業の推進を図るために必要な施策を総合的に推進する。
連携	県・市町村	県は、太陽光発電事業の推進に当たっては、市町村と相互に情報を共有するとともに、市町村が太陽光発電事業に関する施策を実施しようとするときは、必要な情報の提供、助言その他の支援を行う。

### 3 対象施設

発電出力 10kW 以上の太陽光発電施設（建築物に設置するものを除く。）

### 4 景観及び環境の保全のための措置の検討

(1) 景観 全ての区域において景観保全のための措置の検討を義務付け

(2) 環境 特に環境影響が懸念される区域に一定規模 (50kW) 以上の太陽光発電施設を設置する場合は、環境に及ぼす影響を整理し、環境保全策の検討の義務付け

### 5 事業基本計画の手続

(1) 事業基本計画書の提出を義務付け（設置場所、出力、環境・景観の保全のための措置の検討、維持管理等）

(2) 事業基本計画に関する説明会の開催を義務付け

### 6 許可申請又は届出の手続

(1) 許可 特定区域※に太陽光発電施設を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。 ※地域森林計画対象区域、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地

(2) 届出 特定区域以外の区域に太陽光発電施設を設置しようとする者は、知事に届出なければならない。

※ 令和6年3月31日現在、県内に出力10kW以上の太陽光発電施設を設置している場合は、令和6年9月30日までに知事への届出が必要（条例附則第3項）

### 7 維持管理

(1) 良好な状態の維持、災害等の防止、環境の保全等に関する計画の作成・提出の義務付け

(2) 作成した計画に従った維持管理の義務付け ※計画はインターネット等で公表

## 8 附属機関の設置

次に掲げる事案について調査審議するため、関係分野の専門家から構成する執行機関の附属機関を設置

- (1) 許可（変更許可を含む。）申請のうち、土砂災害特別警戒区域に係る事案
- (2) 土砂災害等の発生の防止のために必要な措置の命令
- (3) その他専門的見地からの意見が必要となる事案

## 9 実効性の確保

- (1) 事業の透明性の確保 事業者に対して事業段階ごとに求めた報告等について、その情報を公開
- (2) 違反事実の公表 許可の取消し又は措置命令を行ったとき等
- (3) 罰則（過料5万円以下） 無許可（変更の許可を含む。）設置、報告・資料の提出に応じない、立入検査に応じない等
- (4) その他 指導・助言、報告徴収・立入検査、勧告

## 10 施行期日

令和6年4月1日

## 11 条例の全部又は一部の規定を適用しない市町村

別紙のとおり



## <本条例の全部又は一部の規定を適用しない市町村>

本条例第 36 条では、「知事が、太陽光発電施設の設置等に関し、市町村の条例によりこの条例の目的の全部又は一部を達成することができる」と認め、規則で定めるところにより公示したときは、当該市町村の区域においては、この条例の全部又は一部の規定を適用しない。」としています。

既に市町村条例が定められている場合で、上記により本条例の全部又は一部の規定を適用しない市町村は次のとおりとなりますので、事業を実施する場合には注意が必要です。

市町村名	県条例の適用	県条例の手続
小諸市	一部適用	令和 5 年 6 月 30 日以前(市の条例の施行前)に設置の工事に着手した既存事業については、県の条例で定める手続が必要となります。
小海町	適用なし	全ての事業について県の条例の規定は適用されません。
北相木村	原則 全部適用	県の条例で定める手続が必要となります。ただし、北相木村太陽光発電設備の設置等に関する条例(令和 5 年北相木村条例第 18 号)第 8 条に規定する禁止区域に係る太陽光発電施設(既存太陽光発電施設を除く。)を除きます。
上田市	一部適用	次のいずれかに該当する事業について県の条例で定める手続が必要となります。 ①平成 27 年 9 月 30 日以前に設置の工事に着手した事業 ②平成 27 年 10 月 1 日以降に設置の工事に着手した(する)事業で、事業区域 1,000 m <sup>2</sup> 以上かつ発電出力が 50 キロワット以上の太陽光発電設備の設置に係る事業以外のもの ※事業区域 1,000 m <sup>2</sup> 以上かつ発電出力が 50 キロワット以上の太陽光発電設備の設置に係る事業は上田市の条例で定める手続が必要となります。
青木村	適用なし	全ての事業について県の条例の規定は適用されません。
諏訪市	一部適用	令和 4 年 6 月 30 日以前(市の条例の施行前)に設置の工事に着手した既存事業(区域を問わない。)と令和 6 年 4 月 1 日以降に特定区域で設置の工事に着手する新規事業については、県の条例で定める手続が必要となります。
茅野市	適用なし	全ての事業について県の条例の規定は適用されません。
富士見町	一部適用	令和元年 9 月 30 日以前(村の条例の施行前)に設置の工事に着手した既存事業については、県の条例で定める手続が必要となります。
原村	一部適用	令和元年 9 月 30 日以前(村の条例の施行前)に設置の工事に着手した既存事業については、県の条例で定める手続が必要となります。
伊那市	一部適用	令和 4 年 3 月 31 日以前(市の条例の施行前)に着手した事業した既存事業については、県の条例で定める手続が必要となります。

市町村名	県条例 の適用	県条例の手続
辰野町	適用なし	全ての事業について県の条例の規定は適用されません。
中川村	一部適用	令和2年9月30日以前(村の条例の施行前)に設置の工事に着手した既存事業については、県の条例で定める手続が必要となります。
阿智村	一部適用	令和5年3月31日以前(村の条例の施行前)に設置の工事に着手した既存事業については、県の条例で定める手続が必要となります。
平谷村	適用なし	全ての事業について県の条例の規定は適用されません。
根羽村	適用なし	全ての事業について県の条例の規定は適用されません。
豊丘村	一部適用	令和5年3月31日以前(村の条例の施行前)に設置の工事に着手した既存事業については、県の条例で定める手続が必要となります。
木曽町	適用なし	全ての事業について県の条例の規定は適用されません。
木祖村	適用なし	全ての事業について県の条例の規定は適用されません。
大桑村	適用なし	全ての事業について県の条例の規定は適用されません。
松本市	適用なし	全ての事業について県の条例の規定は適用されません。
安曇野市	適用なし	全ての事業について県の条例の規定は適用されません。
朝日村	一部適用	令和元年12月17日以前(村の条例の施行前)に設置の工事に着手した既存事業については、県の条例で定める手続が必要となります。
大町市	適用なし	全ての事業について県の条例の規定は適用されません。
池田町	適用なし	全ての事業について県の条例の規定は適用されません。
松川村	適用なし	全ての事業について県の条例の規定は適用されません。
白馬村	適用なし	全ての事業について県の条例の規定は適用されません。

## 令和6年度全国農業委員会会長大会並びに長野県選出国會議員への要請懇談会の開催について

### 1 全国農業委員会会長大会

- (1) 日 時 令和6年5月29日(水) 13時～14時50分(開場11時)  
 (2) 場 所 「文京シビックホール」 東京都文京区春日1-16-21  
 (3) 開催内容 下記のとおり

### 2 長野県選出国會議員への要請懇談会 (大会終了後)

- (1) 日 時 令和6年5月29日(水) 15時30分～16時30分  
 (2) 場 所 東京都 参議院議員会館の周辺(調整中)  
 ※懇談会終了後、国會議員と懇親会(会費制)を予定。(16時45分～1時間程度)

### 令和6年度全国農業委員会会長大会開催要領(抜粋)

=「地域計画」により持続可能な農業・農村を創るために=

令和6年2月29日

一般社団法人全国農業会議所

#### 1. 目的

全国の農業委員会会長の参加により令和6年度全国農業委員会会長大会を開催し、農業・農村の課題を幅広く汲み上げた政策提案を決議するとともに、「地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村を創る全国運動」に組織を挙げて取り組むための申し合わせ決議等を行う。

なお、同大会と併せて、第30回「農業委員会だより」全国コンクール表彰式及び令和5年「全国農業新聞表彰」表彰式を行う。

#### 2. 主催 (一社) 全国農業会議所

#### 3. 参加者

市町村農業委員会会長・職員、都道府県農業会議役職員等 参集人数：約1,800人

#### 4. 実施方法

会場への参集による開催とする。

なお、大会の様子はビデオ撮影し、後日動画を視聴できるようにする。

#### 5. 期 日

令和6年5月29日(水) 13:00～14:50(開場11:00)

※「農委だより・全国農業新聞表彰」の表彰式を12:40から実施

#### 6. 場 所

東京都文京区春日1-16-21 「文京シビックホール」

#### 7. 次 第

I. 「農業委員会だより」全国コンクール・「全国農業新聞表彰」 表彰式

II. 全国農業委員会会長大会

(1) 開 会

(2) 主催者挨拶

(3) 来賓挨拶

(4) 運営委員長報告

(5) 議長選出

(6) 議案

① 提案決議

第1号議案 「政策提案」(案)

② 申し合わせ決議

第2号議案 「地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村を創る全国運動」を推進するための申し合わせ(案)

第3号議案 「情報提供活動」の一層の強化に関する申し合わせ(案)

③ 実行運動

第4号議案 令和6年度全国農業委員会会長大会実行運動計画(案)

(7) 農業委員会活動の実践を踏まえた決意表明

①福島県喜多方市農業委員会 ②広島県世羅町農業委員会

(8) ガンパロー三唱

(9) 閉 会

# 年金①



## 加入推進ニュース



一般社団法人 長野県農業会議  
令和6年4月15日 <No.1>

### ☆ 令和5年度の新規加入実績がまとまりました！

3月の新規加入者は表のとおり、11市町において、16人となりました。

これにより、令和5年度の実績がまとまりました。本年度の新規加入者は、県全体で124人（目標達成率82%・対前年比11人増）となり全体目標達成は30市町村となりました。日ごろからのお声掛けが成果につながっております。誠にありがとうございました。

そして令和6年度がスタートしました。今年度も「農業者年金を知らなかった！」という方を減らしていけるよう、引き続き周知活動をお願いします。

表：3月の新規加入者数

(単位：人)

市町村名	新規加入者			市町村名	新規加入者		
	全体	20~39歳	女性		全体	20~39歳	女性
佐久市	2	2	1	千曲市	1	1	
御代田町	1			坂城町	1		
飯島町	1		1	中野市	4	1	2
高森町	1	1		飯山市	1		
安曇野市	2	2	1	山ノ内町	1		
須坂市	1			合計11市町	16	7	5

### ☆ 令和6年度の主な会議・研修会の予定

- 5月15日（水）長野市「県農業者年金推進協議会の正副会長会議」
  - 6月4日（火）WEB「新任担当職員研修会」
  - 6月5日（水）WEB「新任担当職員研修会」農業者年金記録管理システム研修
  - 6月14日（金）長野市「県農業者年金推進協議会の代議員総会」
  - 6月25日（火）WEB「業務担当者会議」（年金業務担当者を対象）
  - 9月19日（木）松本市「加入推進特別研修会」（中南信地区）※
  - 9月20日（金）長野市「加入推進特別研修会」（東北信地区）※
- ※は、加入推進部長、農業委員・推進委員、JA役職員、担当者などを対象

### ☆ インフォメーション 【提出書類のお願い！】

農業委員会事務局のみなさまへ

- ・令和5年度「業務委託手数料の実績報告書」「加入推進活動管理表」について  
5月9日（必着）までに農業会議までご提出ください。（R6.3.5 メールにて通知済）

### ☆ 農業者年金 Q&A！ 【加入について】

Q. 私は夫と家族経営協定を結び農業をしています。現在35歳ですが国の補助をいただく加入（政策支援加入）はできますか？

A. はい、政策支援加入できます。月額掛け金2万円のうち6千円の補助を受けることができます。（区分3加入）

ポイント：20,000円以上を掛けたい場合は「通常加入」となります。途中からの変更も可能

# 令和5年度 農業者年金の新規加入実績

(令和6年3月末日現在)

(単位：人)

市町村名	令和5年度目標数			新規加入者数			目標達成状況		
	全体	うち 20~ 39歳	うち 女性	全体	うち 20~ 39歳	うち 女性	全体	うち 20~ 39歳	うち 女性
小諸市	3	2	1	3		1	○		○
佐久市	5	3	2	5	3	1	○	○	
小海町	1	1	1	1	1		○	○	
佐久穂町	2	1	1						
川上村	6	6	3	2	1	1			
南牧村	3	3	2	2	2	1			
南相木村	1	1	1	1	1		○	○	
北相木村	1	1	1						
軽井沢町	1		1						
御代田町	1	1	1	1			○		
立科町	1	1	1						
<b>佐久計</b>	<b>25</b>	<b>20</b>	<b>15</b>	<b>15</b>	<b>8</b>	<b>4</b>	5	3	1
上田市	3	2	1	2	1	2			○
東御市	2	2	1						
長和町	1	1	1						
青木村	1	1	1	1			○		
<b>上田計</b>	<b>7</b>	<b>6</b>	<b>4</b>	<b>3</b>	<b>1</b>	<b>2</b>	1	0	1
岡谷市	1	1	1						
諏訪市	1	1	1	2	1		○	○	
茅野市	2	1	1	4	2	2	○	○	○
下諏訪町	1		1						
富士見町	1	1	1						
原村	3	2	1	1					
<b>諏訪計</b>	<b>9</b>	<b>6</b>	<b>6</b>	<b>7</b>	<b>3</b>	<b>2</b>	2	2	1
伊那市	3	1	1						
駒ヶ根市	2	1	1	2		2	○		○
辰野町	1	1	1						
箕輪町	1	1	1						
飯島町	1	1	1	1		1	○		○
南箕輪村	1	1	1	3	1	1	○	○	○
中川村	1	1	1	2		1	○		○
宮田村	1	1	1						
<b>上伊那計</b>	<b>11</b>	<b>8</b>	<b>8</b>	<b>8</b>	<b>1</b>	<b>5</b>	4	1	4
飯田市	6	3	2	6	2	2	○		○
松川町	2	2	1	2	1		○		
高森町	2	1	1	4	3		○	○	
阿南町	1		1						
阿智村	1	1	1						
平谷村	1	1							
根羽村	1								
下條村	1	1	1	1	1		○	○	
売木村	1								
天龍村	1		1						
泰阜村	1		1						
喬木村	1	1	1						
豊丘村	1	1	1	3	1		○	○	
大鹿村	1	1	1						
<b>南信州計</b>	<b>21</b>	<b>12</b>	<b>12</b>	<b>16</b>	<b>8</b>	<b>2</b>	5	3	1

市町村名	令和5年度目標数			新規加入者数			目標達成状況		
	全体	うち 20~ 39歳	うち 女性	全体	うち 20~ 39歳	うち 女性	全体	うち 20~ 39歳	うち 女性
上松町	1	1	1						
南木曾町	1	1	1						
木曾町	1	1	1						
木祖村	1	1	1						
王滝村	1								
大桑村	1		1						
<b>木曾計</b>	<b>6</b>	<b>4</b>	<b>5</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	0	0	0
松本市	9	5	4	8	3	6			○
塩尻市	4	2	2	3		3			○
安曇野市	3	3	2	4	3	2	○	○	○
麻績村	1	1	1						
生坂村	1	1	1	3	1	2	○	○	○
山形村	2	1	1	7	6	2	○	○	○
朝日村	2	1	1	5	1	2	○	○	○
筑北村	1	1	1	1			○		
<b>松本計</b>	<b>23</b>	<b>15</b>	<b>13</b>	<b>31</b>	<b>14</b>	<b>17</b>	5	4	6
大町市	1	1	1						
池田町	1	1	1						
松川村	1	1	1						
白馬村	1	1	1	1		1	○		○
小谷村	1	1	1						
<b>北アルプス計</b>	<b>5</b>	<b>5</b>	<b>5</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	1	0	1
長野市	8	3	3	11	4	4	○	○	○
須坂市	4	2	2	2					
千曲市	3	1	1	2	2				○
坂城町	1	1	1	1			○		
小布施町	3	1	1						
高山村	1	1	1	1	1		○	○	
信濃町	1	1	1						
飯綱町	2	1	1	1	1				○
小川村	1		1	1	1		○		
<b>長野計</b>	<b>24</b>	<b>11</b>	<b>12</b>	<b>19</b>	<b>9</b>	<b>4</b>	4	4	1
中野市	9	4	3	10	6	4	○	○	○
飯山市	4	1	1	4	2	1	○	○	○
山ノ内町	4	2	2	10	4	4	○	○	○
木島平村	1	1	1						
野沢温泉村	1	1	1						
栄村	1	1	1						
<b>北信計</b>	<b>20</b>	<b>10</b>	<b>9</b>	<b>24</b>	<b>12</b>	<b>9</b>	3	3	3
<b>県計</b>	<b>151</b>	<b>97</b>	<b>89</b>	<b>124</b>	<b>56</b>	<b>46</b>	<b>30</b>	<b>20</b>	<b>19</b>

82%

39%

は、令和5年度目標数を達成した市町村。

## 一般社団法人長野県農業会議常設審議委員 名簿

(令和6年4月15日現在)

区分	氏名	所属等	備考
4項1号	市川 覚	佐久市農業委員会会長	
〃	小山田 武	小諸市農業委員会会長	
〃	伊藤 利孝	上田市農業委員会会長	
〃	小泉 幸善	諏訪市農業委員会会長	
〃	有馬 久雄	伊那市農業委員会会長	
〃	高田 清人	飯田市農業委員会会長	
〃	早川 親利	南木曾町農業委員会会長	
〃	田中 悦郎	松本市農業委員会会長	
〃	中島 完二	安曇野市農業委員会会長	
〃	伊藤 宏昭	大町市農業委員会会長	
〃	保木野幸雄	千曲市農業委員会会長	
〃	藤沢 勉	高山村農業委員会会長	
〃	青木 保	長野市農業委員会会長	
〃	増田 善行	中野市農業委員会会長	新任
〃	松永 晋一	飯山市農業委員会会長	
4項2号	望月 雄内	学識経験者 (前長野県議会議員)	
〃	金子ゆかり	学識経験者 (諏訪市長)	
〃	沼田 浩子	学識経験者 (長野県農業委員会女性協議会会長)	
〃	浅田 みさ子	学識経験者 (長野県農業委員会女性協議会副会長)	
〃	小林 文彦	学識経験者 ((一社)長野県農業会議 前専務理事・事務局長)	
〃	伊藤 洋人	学識経験者 ((一社)長野県農業会議専務理事兼事務局長)	
5項2号	神農 佳人	長野県農業協同組合中央会会長	
5項3号	中村 光男	長野県農業共済組合常務理事	
5項4号	千國 茂	長野県厚生農業協同組合連合会経営管理委員会副会長	
〃	宮澤 清志	長野県信用農業協同組合連合会経営管理委員	
〃	長谷川孝治	全国農業協同組合連合会長野県本部長	新任
5項5号	小林 安男	公益財団法人長野県農業開発公社理事長	
〃	所 弘志	長野県土地改良事業団体連合会常務理事	
〃	武重 正史	公益社団法人長野県農業担い手育成基金専務理事	

# 令和6年度 農政部関係職員名簿

(令和6年4月1日現在)

職 名	氏 名	備 考	
農 政 部 長	小 林 茂 樹		
農 政 部 次 長	保 科 千 丈	R6. 4. 1付け異動	
農 業 政 策 課 長	重 野 靖	R6. 4. 1付け異動	
農業政策課農産物マーケティング室長	片 井 基 典	R6. 4. 1付け異動	
農 業 技 術 課 長	村 山 一 善		
園 芸 畜 産 課 長	青 沼 健 治	R6. 4. 1付け異動	
農 地 整 備 課 長	柳 澤 和 道	R6. 4. 1付け異動	
農 村 振 興 課 長	佐 々 木 直 人	R6. 4. 1付け異動	
農 業 政 策 課	企 画 幹 兼 課 長 補 佐	若 林 厚 子	R6. 4. 1付け異動
	企 画 幹 兼 企 画 係 長	大 池 英 樹	R6. 4. 1付け異動
	農 地 調 整 係 長	丸 田 慎 太 郎	
	農 地 調 整 係 主 任	久 野 元 希	
	” 主 任	吉 村 賢 悟	
	” 主 事	浅 井 順 平	R6. 4. 1付け異動
	” 主 事	小 川 珠 生	R6. 4. 1付け異動
	課長補佐兼農業団体・共済係長	宮 澤 雅 子	R6. 4. 1付け異動
	農業団体・共済係 行政事務員	北 澤 智 美	

令和6年度一般社団法人長野県農業会議職員事務分担表  
(長野県農業委員会ネットワーク機構)

令和6年4月1日

職名		氏名	担当事務
事務局長 (専務理事兼務)		伊藤洋人	事務局総括
部	正	副	担当事務
	職・氏名	氏名	
総務・情報部	部長 山際義人	中島健貴	1 総務・情報部総括 2 農業委員会法に基づく組織体制整備に関する総括 3 定款等諸規程・会員管理等組織運営に関する事項 4 事業計画・収支予算及び事業報告・収支決算に関する事項 5 労務管理及び人事に関する事項 6 農業委員会ネットワーク機構費補助事業に関する事項 7 農業委員会法の相談・研修業務に関する事項 8 創立70周年記念事業に関する事項 9 農業会議と農業開発公社との連携推進に関する事項
	部長代理 中島健貴	山際義人	1 総務・情報部長の職務遂行の補佐 2 会計・福利厚生、サービス、文書・公印に関する事項 3 庁舎管理・ホームページに関する事項 4 組織運営会議(総会・理事会・常設審議委員会)の開催に関する事項 5 情報提供活動(全国農業新聞・全国農業図書)の普及推進・地方版の編集に関する事項 6 農業会議広報誌の発行に関する事項 7 鉢花園芸組合の活動支援に関する事項 8 事務・環境改善に関する事項
	嘱託 倉田幸代	山際義人	1 本会計の経理・出納に関する事項 2 情報提供活動(全国農業新聞・全国農業図書)の普及事務に関する事項
農政・農地部	参事兼部長 三井光	松田美夏 森住浩光 高橋一輝	1 農政・農地部総括 2 県・農業団体との連携調整に関する事項 3 農地利用の最適化の推進に関する事項 4 農地審議に関する事項(中信地区担当) 5 農地利用最適化地区別推進検討会に関する事項(中信地区担当)
	係長 松田美夏	三井光 森住浩光 高橋一輝	1 農政・農地部長の職務遂行の補佐 2 地域計画及び目標地区の素案作成に関する事項(農業委員会への制度説明含む) 3 農業委員会組織の農地利用最適化の推進に関する事項(農地利用最適化交付金の活用推進含む) 4 農地等利用最適化推進施策の改善意見の提出及び要請活動に関する事項 5 農業委員会大会に関する事項(要請決議・大会宣言・スローガン・研修会) 6 長野県農業委員会協議会の活動支援に関する事項 7 部の補助事業執行管理及び農業委員活動強化対策事業に関する事項 8 農地審議、農地利用最適化地区別推進検討会に関する事項(北信地区担当)
	審議役 森住浩光	松田美夏 高橋一輝	1 遊休農地対策に関する事項 2 長野県農業委員会女性協議会の活動支援に関する事項 3 タブレット(副)及び農業委員会サポートシステム(正)の運用・利用推進に関する事項 4 農地法等法令に基づく業務に関する事項(総括) 5 農地審議に関する事項(南信地区担当) 6 農地利用最適化地区別推進検討会に関する事項(南信地区担当) 7 田畑売買価格調査に関する事項 8 長野県農業団体災害対策協議会の活動支援に関する事項
	主事 高橋一輝	松田美夏 森住浩光	1 タブレット(正)及び農業委員会サポートシステム(副)の運用・利用推進に関する事項 2 農業委員会大会に関する事項(大会運営) 3 農地審議に関する事項(東信地区担当) 4 農地利用最適化地区別推進検討会に関する事項(東信地区担当) 5 機構集積支援事業に関する事項 6 長野県養鶏協会の活動支援に関する事項
	農地相談員 北澤省吾 青木龍男 (南信州支部駐在)	山際義人 三井光 神林公雄 松田美夏 森住浩光 高橋一輝	農地相談等に関する事項



部	正	副	担 当 事 務
	職・氏名	氏 名	
担 い 手 ・ 経 営 ・ 年 金 部	部 長 土 屋 剛 志	神 林 公 雄	1 担い手・経営・年金部総括 2 雇用就農資金等事業及び就農希望者に対する相談活動に関する事項 3 農業経営者組織の運営に関する事項
	部長代理 神 林 公 雄	土 屋 剛 志	1 農業者年金対策の推進及び長野県農業者年金推進協議会の活動支援に関する事項 2 信州水田農業経営者会議、長野県国際農友会、長野県農業法人協会の活動支援に関する事項 3 農作業料金・農業労賃調査及び長野県農作業標準労賃・農業機械作業標準料金の設定に関する事項
	農業者年金総合指導員 横 田 幸 美	神 林 公 雄	1 農業者年金の相談活動に関する事項 2 農業者年金業務の総合指導に関する事項 3 農業者年金の広報活動(加入推進ニュース等)に関する事項
	農の雇用専門員 奥 村 恵 美 子	土 屋 剛 志	雇用就農資金等事業に関する事項
	農の雇用専門員 高 嶋 恵 梨 香	土 屋 剛 志	雇用就農資金等事業に関する事項
参 事 砂 場 洋 次	小 柳 美 紀 子	1 農業経営者サポート事業に関する事項 2 長野県農業再生協議会担い手・農地部会との事業連携推進に関する事項	
嘱 託 小 柳 美 紀 子	砂 場 洋 次	1 農業経営者サポート事業に係る専門家派遣に関する事項	

### 臨 時 職 員

職・氏名	担 当 事 務
職 員 峯 村 宏	機構集積支援事業に関する事務補助
職 員 山 本 裕 子	農業会議各事業の事務補助

(関係団体)

### 全国農業新聞長野県支局・全国農業図書長野県支局

正	副	担 当 事 務
職・氏名	氏 名	
主 事 (兼)農業会議嘱託 倉 田 幸 代	中 島 健 貴	1 全国農業新聞長野県支局、全国農業図書長野県支局事務に関する事項 2 全国農業新聞・全国農業図書の代金回収事務に関する事項

### 長野県農業再生協議会(担い手・農地部会)

正	副	担 当 業 務
職・氏名	氏 名	
事務局長 兼経営構造コンダクター (兼)農業会議参事 砂 場 洋 次	小 柳 美 紀 子	1 事務・事業の総括 2 認定農業者・集落営農組織など、担い手の確保・育成、経営管理能力の向上、経営基盤強化支援に関する事項 3 担い手への農地利用集積の推進及び遊休農地対策に関する事項 4 他機関・団体との連携調整に関する事項 5 農業経営者サポート事業に関する事項
主 任 (兼)農業会議嘱託 小 柳 美 紀 子	砂 場 洋 次	1 経理・庶務に関する事項 2 地域営農基盤強化総合対策事業に関する事項 3 収入減少影響緩和交付金事業積立金の管理業務に関する事項

全国農業会議所会長感謝状・長野県農業会議会長感謝状

受賞者名簿

(敬称略)

1 全国農業会議所会長感謝状(在任3年以上)

氏名	ふりがな	在任時の所属・職名・号	在任年月		在任期間
			就任	退任	
鳶田 武司	しまだ たけし	全国農業協同組合連合会長野県本部長	令和2年4月1日	令和6年3月31日	4年
高林 敬子	たかばやし けいこ	長野県農業委員会女性協議会副会長 6条4項2号	令和2年4月1日	令和5年8月8日	3年4カ月

2 長野県農業会議会長感謝状(在任3年未満)

氏名	ふりがな	在任時の所属・職名・号	在任年月		在任期間
			就任	退任	
佐野 啓明	さの のりあき	中野市農業委員会 6条4項1号	令和3年4月8日	令和6年3月31日	2年
織田 晴久	おだ はるひさ	上松町農業委員会 6条4項1号	令和3年9月12日	令和5年6月7日	1年9カ月
勝山 信久	かつやま のぶひさ	高山村農業委員会 6条4項1号	令和4年4月4日	令和5年7月19日	1年3カ月
柳田 清二	やなぎだ せいじ	学識経験者(佐久市長)6条4項2号	令和4年6月17日	令和5年5月12日	11カ月
伊藤 兼彦	いとう かねひこ	南木曾町農業委員会 6条4項1号	令和5年6月7日	令和6年2月14日	8カ月